

其の外此の二つの場合を通じて、資産の部に計上された項目の償却を詳細に規律して居る（第一百十二條第三號及び第五號）。是等の規定も亦、現行法の下に於て争のあつた問題を明確にし、其の程度に於て現存の法律上の不安定 *Rechtunsicherheit* を除くものである。

第一百十二條第四號に於ては、もはや商法第二百六十一條第四號のやうに、管理費 *Verwaltungskosten* を貸方に計上することを不當であると規定しては居ないのであるが、さればとて其の結果として、之を資産の部に計上することを絶對的に許されでもしたかの如く、論結することは出来ないものであつて、只管理費の割前を製作費として斟酌することが出来るものであるかどうかと云ふ、此の規定にまつはる論争を一掃しやうとする丈のことである。本草案が此の問題を積極的に解決して居るものであることは、既に述べた通りである。其の場合に於ては管理費は、損益計算書上費用として計上すべきものであることは、明示的の規定なきも尚ほ適正なる簿記の原則からして、自ら明白なる所である。

貸借對照表の區分に關する規定は、會社の財産がどう云ふ風に投資されてあるか、其の資本は如何に構成されてあるかを、明かならしめやうとするもので、特に設備財産と流動財産との關係はどうであるか（第一百十三條第一項資産の部の(2)、(3)、(4)、第三項第一段）、他の企業との連繫から生ずる財産關係は如何（第一百十三條資産の部の(3)、(4)のチ、負債の部の(4)のホ）、及び會社はどの程度まで債權債務を持つものであるかを（第一百十三條第一項資産の部の(4)のホ乃至ル、負債の部(4)）明白ならしめることを必要とす

る。債權と債務との相殺、積極的土地の負擔と消極的土地の負擔 *passive und aktive Grundstücksbelastung* との相殺を禁止したことと云ひ、また純益 *Reingewinn* 若は純損 *Reinverlust* は不可分の一體として、前年度の損益の繰越 *Gewinn- und Verlustortrag* とは別に、貸借對照表上に計上するを要する旨の規定を設けたことと云ひ、何れも貸借對照表に虚偽の記載をするのを豫防するに足るであらう。（第一百十三條第二項、第三項第二段）。

例のフランクフルト普通保險株式會社のやうな出來事のあつた上からは、同價の求償權 *gleichwertige Rückgriffsforderung* の對立するものを存する限りは、保證、手形保證及び損害補填契約 *Garantievertrag* の計上をも規定するのは、緊切に必要とする所である（第一百十四條）。

また多くの會社の貸借對照表を作成する上に於ける慣習に顧みるときは、或る範圍内に於て損益計算書を貸借對照表内に編合すべき主旨の規定を設ける必要のあることは明白である。併し此の點に關して、其の限界を劃定するのに細心の注意を拂ふことを必要としたのは勿論であつて、特に其の總勘定 *Bruttorechnung* の計上を要求する次第ではなく、収益と之に伴ふ一定の費用、特に原料、補助材料及び經營材料の爲の費用、商業の經營の場合にあつては、収益と之に伴ふ買付けた商品の爲の費用を、併せて計上することを會社に許すものである。而してここに規定してあるやうな區分が、實行し得られるものであることは、今日既に會社の大多數が自ら進んで、ここに必要として居ると云ふ事實が、立

派に之を證據立てて居る。

決算の區分に關する規定は、決してすべての會社を羈束する勘定の範圍を定めるものではなく、此の規定は寧ろ明示的に一層明細なる區分、若は其の他企業の目的上自ら然らしめられる別様の區分を許すものである。法律の規定に對する違例が果して適法であるかどうかは、それらの會社機關に於て決定すべく、場合に依つては裁判所に於て裁判すべき裁量事項である。更に或る種の會社については、貸借對照表の區分に關する規定が、全然不適當であることもないではない。それは本草案の豫期して居る所であつて、さればこそ國政府は決算書を作成するにつき雛形用紙 Formblatt を定め、貸借對照表並に損益計算書は區分に關する規定に従はないで、此の雛形用紙に従つて作成すべきものと規定することが出来る旨を、提案することにしたのである（第一百十條第一號）。

國政府は更に、一個若は數個の他の企業に對する關係に依つて、著しく其の景況を左右される會社の爲に、自己の決算の作成と共同の決算の作成についての規定を制定するの權限を、與へられることになつて居る（第一百十六條第二號）。コンツェルンの貸借對照表 Ko. zentralen を作成する上に於ては、充分な成績を擧げた原則なるものは、まだまだ發達しては居ないので、右に述べた所に相當する規定を制定するに於ての前提條件は、現在の所では存在して居ない次第であるが、然し經濟の連繫の趨勢日を逐ふて熾んとなりつつあるの事實に顧みるときは、近き將來に、コンツェルンの爲の貸借對照表に關する規定を設けるの必要の生ずることあるべく、然も經營經濟に關する學說の發達頗る敏速なるものあるを思へば、近き將來に、コンツェルンの爲の貸借對照表に關する規定を設けることが、必ずや出来るに違ひあるまい。

貸借對照表に關する規定の遵守を保障するものが、先づ第一に、違法に作られた決算書を承認する決議は、法律違背の廉を以て之を取消することが出来ることであるのは、現行法上に於けると同様である（第三百二十六條乃至第三百二十八條）。償却した金額が多きに過ぎたと云ふことを理由とする取消の訴は、資本の二十分の一に達する少數株主にあらざれば、之を主張することを得ないことになつて居るのも舊來同様である（第三百三十七條第二項）。評價の最高限が定めてある場合には、評價に關する規定は、資本の維持、從つてまた債權者の保護に役立つ所以の規定として、強行的の性質を有する。蓋し其の程度に於ては、此の規定は、公の利益に役立つ次第だからである。されば評價が第三百十二條に依り適法な計上を超えるときは、決算は第三百三十六條第一號に依り無効である。併し之に反し決算の區分に關する規定は、關係者の爲のみを計つて設けたものに過ぎないのであるから（第一百一十條第二項參照）、之に違反しても、法律の違背に因る取消を由來するに止まるのである。

決算が果して貸借對照表に關する規定に適して居るかどうかを調査するの任を、登記裁判所判事 *Revisierichter* に委任するのは、よろしくない。本草案は、裁判所はかくの如き調査の權を有するものでないことを明示して居るのである（第二百二十六條第二項）。

第六節 義務的検査

一九四

最近に起つた幾多の出来事は、株式會社の會計制度を監督し、検査するの必要であることを明かにするものに外ならない。若干の外國の立法例に見るやうな定期の會計検査 *regelmässige Rechnungsprüfung* の制度が株式會社の健全な發達と、其の地位の鞏固に與つて大なる力のあるものであることは、特にイギリスの嘗めた經驗の證明する通りである。併しかゝる監督は、緒論でも述べたやうに、株式會社の數が國民の資本を中央に集積するまでに發達して來たと云ふ理由から云つても、亦必要であると考へられる。従つて良心に叶つた計算の實施は、獨り會社、債權者竝に株主の利益と一致するのみに止まらず、國民經濟の全般にも役立つ所以であると謂はなければならない。之に反し國民經濟としての立場から見るときは、比較的小規模の會社について、少からぬ費用を伴ふ義務的検査 *Pflichtprüfung* は無用であるとして差支ない。されば本草案は、比較的小規模の會社については、義務的検査に關する規定の除外例を認めるの權を、國政府に留保して居るのである（第九十七條第三號）。

勿論義務的検査を即時に施行することにするには、障礙が一つある。即ち現在の所ではまだ、専門的教育を受けた會計士 *Buchprüfer* が充分居ないし、また検査を爲すことを許すべき人物の資格を調査せしむべき施設もない。けれども骨を折つてやりさへすれば、必要な條件はすぐに出來て了ふのであつて、従つて比較的短い期間の間に其の實現を見るに至るべきこと、期して待つべきである。若し條件にして一度具はらんか、國政府は施行法第一條第二項の授權を行使して、義務的検査に關する規定を活動せしめることと思ふ。けれども國政府はそれまでに、第二百二十五條第一項第三號に従つて、決算の検査に關する暫行規定を設けることが出来る。此の授權は、義務的検査の思想を可能の範圍内で、暫行的に實現することを許すものである。

本草案の規定の個々の點について、注意すべきものは左の通りである。會社の決算は、帳簿竝に營業報告と共に、年度毎に貸借對照表を承認するに先だち、株主總會に之を調査させることを必要とする（第一百八條第一項）。此の調査は獨り會計の形式上の正否のみに止まらず、會計が實質上貸借對照表に關する規定に適合するや否やの點にまで、及ぶことを必要とするのであつて（第一百八條第二項）、單に帳簿の簿記上若し計算上の正否のみを目的とする調査は、極めて價値に乏しく、會社の財産物件の不實に記載されるのを豫防するに適せず、特に勝手放題な高額の評價の行はれるのを防止するに足るまいと思ふ。また他の半面に於ては、義務的検査の必要的條件は、取締役が検査役の會社の帳簿を閲覽し、有價證券竝に商品の現在高を検査するのを、許すを要するの一事に在る。第二百一十一條は決算検査役 *Bilanzprüfer* に此の權利を與へると共に、更に一步を進めて自分の必要と認める説明と立證とを、取締役に向つて請求するの權限をも之に與へて居るのであつて、然も此の權利は、取締役が請求を受けた説明と立證とを行つたかどうか

を決算検査役に於て、其の報告書中に記載するを要するものとするに依つて、保障されて居るのである（第二百二十二條第一項第二段）。

検査は會社の仕事であつて、検査役は各年度毎に、豫め株主總會の選任するところである。検査役の選任を原則として株主總會に一任するのは、検査役は必然的に理事機關 *verwaltende Organe*、即ち取締役及び監査役の業務執行上の態度を、或る範囲内に於て検査しなければならぬ次第であるから、適當である。それにも拘らず株主總會が決算検査役を選任するに當つて、多數株主が不當な理由に基いて處置をするなり、又は選任された検査役の専門上の資格の判断を謬るなりして、其の選任宜しきを得ないことがあり得る。かくの如き場合については、第一百十九條第二項の規定して居るやうに、取締役、監査役及び少數株主に異議を申立てる權利を興へるのが適當である。此の異議は、會社の所在地の裁判所に於て豫め商業階級の公の代表機關 *amtliche Vertretung des Handelsstandes*、竝に關係者を審訊した後、終局的に之を裁判するのであるが、裁判所が異議を理由ありとするときは、裁判所は選任を不當に遅延せしめないやうに、終局的に決算検査役を任命しなければならない（第一百十九條第三項）。株主總會が選任を懈怠した場合、又は選任された検査役が就任を爲さざる場合、又は其の任を去つた場合についても、選任は裁判所に委任される（第一百十九條第四項）。

選任される資格を持つ者の範圍は、制限されて居る。即ち決算検査役たり得るのは、専門的の經驗を有し、且充分なる素養を有する者、又は信託會社にして其の機關が必要な専門上の素養を具へて居る者に限られる（第二百十條第一項）。將來決算検査役たるに必要な資格を證明するのに、試験に依るべきか、若しは國家の認可に依るべきかは、差當つての所では、まだ之を見越すことは出来ないが、併し何れにしても、國政府は決算検査役としての職務を執行するの資格を、特別の條件に繋あしめるの權限を有する、ことを必要とする（第二百五條第一項第一號）。而して信託會社が検査をするのを許すのは、事實上の發達に適當するものと謂はなければならぬ。蓋し我が獨逸に於ては、幾つかの大規模な検査施設があつて、是等の施設に職を奉ずる會計士の教育の程度と云ひ、責任を負ふべき資本の額と云ひ、直ちに之に義務的検査を引受けさせても、一向差支ない状態にあるからである。

検査の任に當らしむべきは、公平な立場に在る人物のみに限られる。従つて本草案は、取締役員、監査役員及び使用人が決算検査役に指名されることを禁止して居る。検査を受くべき會社の機關が、信託會社の業務の執行を著しく左右する場合にあつては、此の信託會社についても亦同様である（第二百十條第四項）。

決算検査役は、報告書を作成して、決算竝に營業報告が法律の規定に適當して居るかどうかを認定し、之に署名するを要する。検査の結果別に異議を述べべき理由を存しないときは、検査役は更に特別の意見書を附記して之を確認することを必要とするのであるが、此の附記は決算を公告する一切の場合、竝に其

の一切の複本に之を掲げなければならない（第二百二十三條）。此の報告は之を取締役に向つて爲し、取締役に於て之を監査役に提出するのであるが、監査役の各員は、何れも報告の閲覽を請求することが出来る（第二百二十二條第二項）。若し株主總會に向つて直接報告を爲すべきものとするならば、會社に損害を被らしめるの結果を來すやうなことがないでもあるまい。特に報告が組織や價格算定の細かい點を記載して居る場合に然りとす。また他の一面から云へば、株主總會に報告を爲すべき義務を認めるに於ては、是等の細かい事項を株主總會に披露するの必要があるに拘らず、良心に富んだ決算検査役は、會社に損害を加へることを虞れて、細いことに言及するのを差控へるに至らしめられることがないでもあるまい。かゝる理由に依り本草案は、検査の最終の結果上、重大な異議を述べべき理由を存するや否やを取締役から、決算を承認すべき株主總會に報告すべきものと規定したのである（第二百二十二條第三項）。

決算検査役の負ふ義務は、随分ある。先づ第一に決算検査役は、良心に従つて公平に決算を検査するを要する。次に決算検査役は黙秘の義務を負ふ。決算検査役は、其の任務を果すに當つて承知した營業上及び經營上の秘密を、妄りに利用してはならない。凡そ是等の義務は、刑法上竝に民法上保障せられるのであつて、検査役若しは信託會社の使用人として黙秘すべき義務に違反し、又は營業上若しは經營上の秘密を妄りに利用した者は、輕懲役又は罰金を以て罰せられるし（第二百五十八條）、其の外決算検査役が其の職務に違反したときは、損害賠償の責任を負ふものである。信託會社の場合にあつては、其の選任に係る人

物を選定し、之を指揮するに當つて所要の注意を怠つた場合、又はかゝる注意を拂ふに於ては損害を生ずることもなかつたらうと考へられる場合に限り、賠償の義務を生ずる（第二百二十四條第二項）。是以上信託會社の代當責任を重からしめるに於ては、信託會社の危険を著しく増大せしめ、同時に其の經營は非常に高價なものについて、其の結果他の決算検査役との競争能力を甚しく傷けられるに至るであらう。かう云ふ風に信託會社の責任は制限せられるには違ひないが、信託會社に於て検査を命じた者も亦決算検査役と看做されるのであつて、従つて之に對して賠償を請求することを得る以上は、被害會社も或る程度までは埋合がつくと云つたものである（第二百二十四條第三項）。

第二百二十五條第二號に於ては、國政府は、決算の検査を施行する爲に、一般的の規定を設けるの權限を委任される。

第七節 資金調達に關する問題

株式會社の資金調達竝に資本的基礎と關聯する問題の規律を更新するに當つては、本草案は從來の法律状態を起點として、資本確定の原則を墨守し、特に資本金五萬馬克以上、一株の金額は五馬克を下ることを得ないと云ふ點までも、舊來の儘とした（第一條第二項、第三條）。此の一株の株金額が、丁度宜しきを得たものであることは、從來の經驗上明かなのであつて、特に千馬克の舊制に復歸せんとするが如き

は、金馬克制度の確立 (Goldumstellung) に依つて招來された事情を斟酌するに於ては、決して之を適當とすることは出来ない。然も翻つて他の一面から之を観察するときは、二十馬克の株式を汎く一般に認めるのも、是亦好ましいことではない。蓋しかゝる制度を汎く認めるに於ては、資力に乏しい細民が、其の節約の結果を株式に投資するの念を刺戟されて、結局株式相場や配當の變動の危険を冒すに至る虞があるからである。此の危険に較べるなら、少額の株式を發行することに依つて株式會社の資本の募集 Kapitalaufnahme を容易ならしめると云ふ便益の見込の如きは、到底ものゝ數ではないのである。現在尙ほ存在して居る二十馬克の株式であつて、金馬克制度確立の機會に際し、少額にして端數の券面額を有する株式を併合するに當つて、從來例外として認められた所のものも、本法の施行と同時に取引外に置かれる筈である。是が手懸りを與へるものは、一九二三年十二月二十八日の金馬克貸借對照表 Goldbilanz に關する命令の規定で、此の命令は、施行法第六條に依り將來も引續き效力を維持することになつて居るのである。

以上に述べたやうに、從來成績を擧げた法律狀態については、將來も引續き舊套を踏襲することにしたけれども、同時に株式會社法の爲に資金の調達 Finanzierung や資本の募集 Kapitalbeschaffung の新形式を設けやうとする考案にも、本草案は斟酌を拂つて居るのである。此の方面に於ての改正案の目標は衆知の通りであつて、其の第一に位するのは外國で行はれて居る資本募集の形式に同化すると云ふことである。

蓋し外國の資本に壓倒されるについての或る程度の懸念は存するにしても、それでも尙ほ外國の資本を招來すると云ふことは、過去に於て缺くべからざるの必要事であつたやうに、將來も亦喫緊の急務であるからである。次に内國市場について見ても、今までの資本募集の方法丈では到底充分とすることは出来ないと云ふ、意見を主張する者がある。即ち資本を提供する者 Kapitalgeber に對して消費貸借上の貸付の定期の利拂並に償還を確保すると云ふこと以外に、之に附隨して企業の利益若は資本への關與を期待するの權利をも之に與へやうとする運動が、行はれて居るのである。本草案は此の改正案を受け容れたのではあるが、併し從來成績を擧げた、株主並に債權者の利益の爲に資本の保全を計ることを目的とする株式會社法の諸原則は、之を拋棄することをしなかつた。

かくの如き見地からして、先づ第一に券面額以下の金額を以て株式を發行すること (所謂額面以下の發行) を禁止するの原則を維持すると共に (第七條)、條件付の資本の増加 beilingte Kapitalerhöhung の場合に此の原則の遵守される爲には、特に一段と保障の道を講じて居る (第六十四條第二項)。

券面額の記載のない株券 nennerlose Aktie (比率株 Quotenaktie) を認めることを見合はせたのも、右に述べる所と同一の原因に出づるもので、特に額面株 Summenaktie に比較して、我が獨逸國の事情上に何等重きを爲すに足るべき利益を、認めることが出来ないからである。

また本草案が、會社の計算に於て引受けた株式について提案して居る規律も、同じ考慮に出づるもので

ある(第四十一條)。此の種の株式は、從來屢々貯藏株 *Vorratsaktie* 又は換價株 *Verwertungsaktie* なる名稱の下に利用された所で、其の起源は遠くインフレーション時代に遡る。即ち當時は極めて少額の金馬克を拂込むことに依つて、株式を取得することが出来たのに其の端を發するものである。續いて次の時代に入るや、もはやインフレーションに依る貯藏株 *Inflationssparaktie* たるのみに止まるものではなくて、寧ろ貨幣本位が安定した今日の時代に至るまでも、會社に向つて經濟上對價を支拂ふことなくして株式を取得することが行はれて居る。其の方法は、株式會社が引受機關 *übernehmende Stelle* たる銀行又は企業組合 *Konsortium* に向つて、拂込まるべき金額を提供するか、又は拂込後直ちに拂込まれた金額を引受人に還付するに在るのであるが、會社の計算に於てするか、株式の取得が、關係者にとつて危険の因を成すものであることは素より明白である。即ち法律上の意味に於ては、是等の株式は、其の引受機關に委託されると同時に發行されたものと謂ふの外はなく、云ひ換へれば、會社に於て全然新しい資本を受領しない株式の發行を存する次第である。對價は引受機關が是等の株式を換價するに及んで始めて會社の手に入るのであるが、此の換價は株主總會又は登記裁判所の監督は全然受けないで行はれるのであるから、株式を濫用する機會の多いことは到底否む譯には行かない。

かゝる理由から、本草案は會社の計算に於て引受けた株式を認めることを拒んだ。況んや是等の株式は、株式會社法上、經濟上の必然的な產物でないに於てをや。然し乍らまた一方から云へば、かくの如き

株式を禁止すると云ふ精神に於ての處置を執るに當つて、無効又は刑罰を以てする警告の下に之を爲すのは、決して適當でなく、寫る會社の計算に於て引受けた株式は、それ自體としては法律上認めるのを拒む丈で充分である。即ち發起人として若し申込人 *Neidner* として、又は第六十三條に依る新株引受權を行使するに當つて、會社の計算に於て株式を引受けた者は、本草案の提案に依れば、自己の計算に於て株式を引受けた次第ではないと主張することは出来ないであつて、引受人は會社との間の合意の如何に關係なく、出資の全額について代當責任 *Haftung* を負ひ、而して此の代當責任は、破産の場合に至つて初めて效力を生ずると云つたやうな次第ではなく、寧ろ此の代當責任を實現するのは會社の機關、特に取締役の任務であつて、之を怠るときは關係者、特に會社及び債權者に對し責任 *Verantwortlichkeit* を避けることは出来ない。而して此の場合に完全なる出資に對する代當責任は、非常に重大であつて、出資の給付以前にあつては、株主に議決權、利益配當權又は新株引受權を與へることは出来ない(第四十一條)。此の原則は本法施行以前に會社の計算に於て引受けた株式についても、認められることになつて居るのであるが、施行法第九條は、更にそれ以上一步を進めて、是等の株式はそれまでに完全なる拂込のない以上は、一年の期間内に之を消却すべきものと定めて居るのである。

株式の所屬者が會社との明示若しは默示の合意に依つて、會社の爲に株主權の行使、若し其の讓渡又は株式に關する其の他の處分を羈束せられるか、又は羈束されて居た株式につき、本草案の提案する規律も

亦、是と相關聯するものである（第九十三條第六項）。かくの如き羈束株 *gebundene Aktie* を會社の計算に於て引受けた場合には、かくの如き株式は財産權上の點に於て、右に述べたやうな制限を受けるのであるが、之に反しかくの如き株式を引受人若しは申込人が自己の計算に於て引受けたときは、是等の株式に向つて財産權上の性質を有する株主權を保留することは出来ない。即ち之に對して配當請求權を拒むことも出来なければ、また新株引受權を拒むことも出来ないのである。併し會社の計算に於て株式を引受けたにもせよ、申込人若しは引受人が自己の計算に於て之を引受けたにもせよ、其の何れの場合たるを問はず、此の株式に關する處分の權を有する者は、會社自身たるに外ならぬと云ふ事情に顧み、此の羈束株の議決權は引續き除外されざるを得ない。只營業上の損益共通契約 *Interessengemeinschaft* 及び資本會社 *Kapitalgesellschaft* が他人に其の企業の經營を賃貸するか若しは其の他の方法に於て委任する契約、又は資本會社が他人の計算に於て自己の企業を經營して行くことを引受ける契約に依つて、羈束せられる場合については、除外例が規定されて居て、此の場合にあつては、かくの如く羈束を加へることに依つて追求する國民經濟上の目的を危殆ならしめないやうに、羈束株についても決議權を規定してある（第九十三條第六項第二段、竝に是と關聯する第九十五條第二項）。尙ほまた羈束株については、かくの如き株式、其の換價竝に賣得金 *Erlöse* の使用につき營業報告中に報告を掲ぐべきものとして居る程度に於て、公示の義務 *Offenlegungspflicht* を重からしめて居るのである（第一百十條第五項第二號）。

かくの如くにして株式會社の組織の基礎を堅實ならしめる所以の道が保全されたものと認められる以上は、資本募集の新方式や資本調達の新しき道を設けることを認めるに於て、懸念を挿まないでいゝと思ふ。否、それ所ではなく、現在廣く行はれて居る貯藏株とか換價株とか云ふ制度を廢止するならば、株式會社の爲に資本の募集や資金の調達を容易ならしめる爲の新しき道を開くのは、實に必要ですらある。先づ第一に擧ぐべきは、承認済資本 *genehmigtes Kapital* なるものを認めたことである。之に依つて株式會社の活動の範圍を大ならしめやうとするのである。併し本草案の提案は、取締役及び監査役に權限を委任する方法で、創立期 *Gründungsstadium* に於て既に資本を調達することを許さうとするものではないのであつて、確定の資本を存すると云ふことは、過去に於て充分成績を擧げた我が國株式會社法の不動の基礎として、之を墨守すること依然たるものがあるのである。併し本草案は、取締役に向つて單獨に、又は監査役の同意を得て資本額を超えて一定の券面額まで、拂込に對して新株を發行するの權限を委任し得る旨を規定した。此の授權は原始定款 *ursprünglicher (Gesellschafts)vertrag* を以て定めることも出来れば、定款變更の方法で之を爲すことも出来るのであつて、取締役に、株主總會の意見を徵することもなければ、また時期の上で制限されることもなく、自分から進んで、場合に依つては監査役の同意を得て、資本を増加することを得しめるものである。換言すれば、取締役は、資本を増加すべきや否やの決意を獨立して爲し、資本の増加を實行することを得しめられるものである。かくの如く會社は、展開される機會を利

用して、敏速に確實に資本を募集するの道を與へられた次第である。

新しい法制の濫用されるのを豫防する爲の特別の手段として、本草案の規定する所は、権限の委任に關する株主總會の決議につき、決議の際代表せられる資本の四分の三以上の多數を必要とすること（第七十一條第三項）、承認済資本の總株金額を資本の半額に限定して居ること（第七十三條）、承認済資本に關する報告を營業報告に掲載すること（第十條第五項第五號）などである。

其の他の點に於ては、新株の發行は、通常の資本増加に於けると同じやうにして行はれるのであつて、特に株式申込證、竝に新株券は資本の増加を商業登記簿に登記した上でなければ、之を發行することを許されないものとする原則は、舊來の儘である（第七十七條、第七十二條、竝に之に關聯する第五十六條）。

承認済資本と云ふ新制度を利用することを得るのは、獨り金銭出資 *(Geldanlage)* の場合丈に限られる次第ではなく、権限の委任中に定めてある場合には、現物出資 *(Sacheinlage)* 又は會社の引受けた財産物件の報償と相殺して、新株を發行することも出来る（第七十四條第一項）。此の場合にあつては、取締役が單獨で、又は監査役の同意を得て必要な定めを爲せば充分である（第七十四條第二項）。會社の登記に先だつて現物出資としての給付に關する合意、又は相殺の方法に於てする給付に關する合意の行はれた場合、竝に追加設立 *Nachgründung* の場合については、其の他の場合についての規定でもある豫防規定の

適用がある（第七十四條第四項、第七十五條）。

本草案は更に資本募集の新方法として、條件付資本増加の制度を株式會社法上に認めることにした。此の制度を認めるに當つては、轉換權付若は新株引受權付社債 *Schuldverschreibungen mit Umtausch oder Bezugsrecht* の獨逸に於ける經驗を利用したものであるが、併し本草案は獨りかくの如き轉換社債 *Wartungsschuldverschreibung* を發行する場合のみに限つて、條件付の資本の増加を認めるのではなく、更に次の場合に於て、條件付の資本増加を認めるものである（第五十七條）。

- (1)、新株引受權若は轉換權を伴ふ社債の所有者、又は此の二つの權利を併せ伴ふ社債の所有者の爲にする場合、
- (2)、新株引受權若は轉換權を伴ふ株式の所有者、又は此の二つの權利を併せ伴ふ株式の所有者の爲にする場合、
- (3)、數個の企業を併合する爲にする場合。此の場合に於ては、新株引受權は社債若は株式に羈束されるものではない。

條件付の資本の増加を認めるときは、新株引受權、又は轉換權の行使される時期に至つて初めて、而してまた其の程度に於てのみ資本の増加を實行するの道が、會社の爲に開かれる譯である。かくの如く資本の増加に一段と弾力性を持たせた以外に更に重要な改正として擧ぐべきは、資本増加に關する決議の廢止

は、新株引受権者の同意がなければ爲し得ないこととして、自ら糺束するの道を會社の爲に開いたことで、即ち條件付の資本増加に關する決議に反對の株主總會の決議は、新株引受権者に對しては效力を持たないのである（第六十五條第二項）。換言すれば、爾後の株主總會の決議とも全然無關係な、奪ふことの出来ない權利を新株引受権者に與へることが出来るのである。是に依つて新株引受権者の爲に、確實敏速に其の權利を行使するの道を保障する上に必要な、法律上の基礎を興へた譯であつて、かくの如くにして、此の新しい制度は此の法域に於て施行せられて居た從來の方式よりも遙かに、資本を提供せしめる爲の刺戟となるに適するものと謂ふべく、また企業の併合を準備し、之を保全するに宜しきを得たものと云ふことが出来るであらう。

手續自體に關して、注意すべきものは左の通りである。

新しい制度の濫用を豫防する爲の特別の手段として、本草案の規定して居る所のものは、條件付の資本の増加に關する株主總會の決議につき、決議に際し代表される資本の四分の三以上の多數を必要とする（第五十八條第一項）、條件付の資本の總株金額を資本の半額に制限したこと（第五十七條第三項）、經過した營業年度中に引受のあつた株式の金額に關する報告を、營業報告に掲げること（第一百十條第五項第三號）などである。

株式の増加に關する通常の手續に比較して根本的の相違は、第五十六條とは違つて、引受株 *Bezugsaktien* は資本増加を登記する以前にあつても、之を發行し得る點に存する。豫め條件付資本に關する決議を登記して置く丈で充分なのである。かくの如き便法は、引受権者が何時たりとも引受権を行使して新株の引渡を請求することが出来るやうにしやうと云ふ、新制度の經濟上の目的の自ら然らしめた所である。

また他の一面に於ては第五十六條の原則の例外である以上、株式會社法上の要件の全部を具備しない株式が、發行されるのを避ける爲の新しい豫防手段を設けることが必要になつて來る。是が爲めには、條件付の資本増加に關する決議それ自體が、既に此の決議の實行に關する重要な、一切の確定事項を掲げて居ることを必要とするものと規定した外（第五十八條第三項）、通常の資本増加の場合にあつては、増加の行はれた旨の届出に關聯して登記裁判所の審査手續が行はれるのに反し、此の場合には資本の増加に關する決議の登記される以前に、此の審査手續を行ふことになつて居るのである（第六十條）。

新株引受権それ自體は、資本増加に關する決議が登記されると同時に、株式の割當を求める請求權が發生するに至り、新株引受権の行使を以て條件とするやうな構成になつて居る。新株引受権の行使は意思表示書 *schriftliche Erklärung* (引受の意思表示 *Bezugserklärung*) を以て之を爲すのであつて、此の意思表示は株式申込の意思表示を爲すのと同じの効果を有する。

新株引受権の行使のあつた場合には、取締役は引受株を發行するを要するのであるが、取締役は條件付

の資本増加に關する決議の中に確定してある目的を履行する爲にのみ株券を發行し、此の決議中に確定してある對價 (Gegenwert) の全額が拂込まれない以上は、株券を發行しない義務を負ふものであつて、資本増加の實施を届出でるに當つては、取締役は、條件付の資本増加に關する決議の中に確定してある目的を履行する爲にのみ引受株を發行するのであつて、決議中に確定してある對價の全額が拂込があるまでは、引受株を發行しなかつた旨を開陳するを要する (第六十六條第三項)。此の開陳事項の正當にして完全なることについては、取締役に刑法上の責任がある (第二百五十二條第一項第四號)。

尙ほ券面額以下の全額を以てする株券の發行を禁止する爲には、更に一つの特別な豫防手段を規定してある。即ち社債権者に於て轉換權を有する社債を發行するのに、券面額以下の金額を以てした場合には、社債の發行價額と券面額との間の差額は、轉換權者の拂込又は會社の準備金中からの支出に依つて補填せられない以上は、轉換を爲すことは出來ないのである。併し法定準備金 (gesetzliches Reservekonto) は、此の目的の爲に使用することは許されない。

承認済資本並に條件付資本増加の外に、更に資金調達の一新制度を成すものは、議決權を伴はない優先株 (Vorzugsaktie ohne Stimmrecht) 又は議決權を制限された優先株 (Vorzugsaktie mit beschränkten Stimmrecht) (第九十七條乃至第一百一條) であつて、何れも純然たる資金調達の爲の優先株 (Finanzierungsvorzugsaktie) として、會社の利益とは無關係に利子を支拂ふの義務を存する通常の社債とは異り、會社に相當の利益を

存する場合に限り利子の支拂を爲すの義務を生ずる、會社にとつての非常な便益を意味する制度である。何となれば議決權のないと云ふことは、會社にとつては、異つた權利を伴ふ數種の株式の割合の變動した場合に、別々に議決を爲すの必要 (第四十三條第二項) から生ずる各般の困難、並に特に資本増加の場合 (第四十六條第二項) に生ずる種々の困難を除去するものだからである。また議決權のないと云ふことは、新に一種の防衛株 (Schutzaktie) が出來上る危険を阻却し、外國の資本を招來する場合に外國に壓倒される懸念を除く所以でもある。然も他の一面に於てはかくの如き株式の所有者は、經驗上議決權などと云ふことには餘り重きを置かぬものであつて、其の關心を持つのは専ら會社の收益加何に在り。或る會社の社員としての其の關係、従つてまた此の會社についての其の關心、之に伴ふ權利は餘り大した意義は持たないのである。それとは程度の差等はあるけれども、本草案が廣義に於て議決權を伴はぬ優先株の名稱を使用して居る、制限的議決權を有する優先株についても、同じやうなことが云ひ得られる。

議決權を有せぬ株主に、議決權を與へない代償として、又は議決權を制限する代償として、優先權を與へる必要のあることは、法律中で確定してある所で、此の優先權は特に、利益の配當並に會社財産の分配に際し他の株主に優先するものであることを必要とするのである (第九十八條第一項)。此の優先權は、投票の四分の三以上の多數を以てする優先株主の決議に基くにあらざれば、之を廢止し又は制限することを得ないけれども、此の種の株式の優先權の最低限度を定めることは、見合はせた。此の種の株式の財産權

上の形式は、金融市場、資本市場の随時の状況に依つて定まるのであつて、この點につき法律の規範を設けるのは、適當ではあるまいと思ふ。二十馬克の最低株金額に下すと云ふやうにして、此の種の株式を細分する *Stückelung* についての特別規定を設けるのも適當ではない。普通の場合に最低株金額を過少ならしめるのを不可とすると同じ理由に依り、此の場合にも株金額の過少を非なりとするのである。

之に反し總資本との割合の上から優先株式資本 *Vorzugsaktienkapital* を制限する必要がある。蓋しやもないと、總資本が優先株より成る資本との割合上、非常に少額である場合には、普通株主 *Stammaktionär* は資本の調達には充分な働きをしないで、自分丈に屬する議決権を行使して會社を支配することが出来るであらう。されば議決権を伴はない優先株の總株金額は、資本の四分の一を超えすることは出来ないと思ふことにした(第九十七條第二項)。其の以外に議決権を伴はない優先株について、配當の最高額 *Höchst-dividende* を定めるのは無用であつて、優先株に割當てられる利益配當分 *Gewinnanteil* の百分率の制限は、之を定款又は株主總會の決議の定める所に一任するを以て充分とする(第九十八條第二項)。

尙ほ議決権を認めないこと、若は之を制限することは、株式會社法の原則に對する唯一の例外を成すものであつて、株主總會に出席することを求める權利、竝に株主總會に於て報告を求むる權利は、議決権を排斥し、若は之を制限することに依つて、少しも妨げられるものではない。而して本草案は、社債の所有者の共同の權利に關する法律の規定を、優先株主にも準用するものとし、之に依つて優先株主が共同の代

理人を通じて其の權利を擁護することが出来るやうにして、優先株主の特別の保護を規定して居る(第十九條)。また優先株主の決議に基いて優先権を廢止し、若は之を制限することを得るのは、共同の代理人の同意のあつた場合に限られるし、また優先権若は平等権を伴ふ新株は、共同の代理人の同意がなければ、之を認めることは出来ないが、只優先株を發行するに當つて明示的にかくの如き株式を認めることを留保した場合は此の限りではない。かくの如き株式の引受を請求する優先株主の權利は、何れの場合に於ても之を奪ふことは出来ない(第九十九條第三項)。

最後に考慮する必要のあるのは、此の優先権は議決権を認めないことに對する代償又は補償を成すもので、従つて優先権が實際上の成果を得られないものと豫想される場合には、もはや議決権の排斥を是認することは出来ないと思ふことである。従つてまた優先株主に屬する利益配當分が、相連続する二年間全然支拂はれなかつたか、又は完全には支拂はれなかつた場合には、利益配當分の支拂が開始されて、延滞額の全額が辨濟されるまでは、是等の株式は議決権を取得することになつて居る。

此の種の株式は、我が獨逸國にとつては全く新規の形式に屬するものであつて、此の種の株式を認めた實際上の結果如何は、主として税法の改正、特に此の種の資金調達の爲の優先株を、税法上の點に於て出來得る限り社債と同一に取扱ふことを條件とするものである。此の點についての決定は之を特別の審査に留保する。

其の他の株式と社債との中間形式 *Zwischenform* 即ち特に利益配當付社債 (*Gewinnschuldverschreibung* 享益證券 *Genussschein* 享益株 *Genusssaktie* について特別の規律を設けることは、本草案は之を見合はせた。是等の中間形式は、其の形式から云つても、其の目的から云つても非常に多趣多様であつて、其の將來の發展が果して何れの點にまでも及ぶものであるか頗る捕捉し難いものがある次第だから、此の法域に於て逐一細目の點にまで互る規律を設けるのは、偶々以て其の發展を阻止こそすれ、之を助長せしめる所以ではあるまいと思ふ。されば其の形式は、差當り之を實際家の爲す所に一任するを適當とする。かゝる理由から本草案は、享益證券の定義をすらも掲げるのを見合せることにした。若し夫れ利益配當付社債に至つては、定義を缺く譯には行かないので、之を掲げることにしたが、本草案は利益配當付社債を以て、利益又は會社財産について株主の有する配當分の最低の範圍に於て、債権者の爲に權利を創設するもの、又は別種の方法で此の權利を、株主の有する配當分と結合せしめる社債であると解するものであるが、此の種の證券については二つの方法に向つて保護の處置を提案するに止めて居る。先づ第一に利益配當付社債並に享益證券は、株主總會の決議に基くにあらざれば之を發行することを許されない點に於ては、株主の爲に保護の手段が講せられてある次第であつて、此の決議は、決議に際し代表せられる資本の四分の三以上の多數を以てするか、又は定款の認めて居る限りは、資本に従つて計算すべき別様の多數を以て之を爲すことを必要とする。かくの如くにして此の種の證券の發行が、株主の權利に著しい影響を及ぼすことの

ある事情を斟酌したものである。即ち株主は、發行に際して廣汎な共同決定權 *Mitbestimmungsrecht* を與へられることになつて居る次第である。次に株主の新株引受權の規律に應じて、利益配當付社債及び享益證券の所有者にも、同一の條件の下に、新に發行される此の種の證券の引受を請求する權利を與へるのが相當であると考へられる(第百九十四條)。

株式の引受又は轉換を求める權利を許す社債についても、相當な規律を設けてある(轉換社債 *Wandel-schuldverschreibungen*)。此の權利の細目を如何云ふ風に形成するかは、條件付資本増加に關する規定の明示する所である。

株式會社の資本募集の道についての新しい規定と關聯するものは、新株引受權 *Bezugsrecht* の新しい規律である(第百五十條)。經驗の示す所に依れば、絶對多數を以てした株主總會の決議に基いて、新株引受權を除外することを認容することはもはや出來ないのである。抑も株主の資本増加に與るのを許さないのは、財産權上の關係に於て株主の權利を侵害するものであることは、資本減少の場合に於けると同様なであつて、株主の資本への關與 *Kapitalbeteiligung* が不可能ならしめられるのは、此の二つの場合を通じて何れも同様であり、只異なる所は、一方が將來の資本への關與を侵害されるのであるのに反し、他方は現に存在して居る資本への關與が妨げられると云ふ丈のことに過ぎない。されば實際上の經驗から見ても、はたまた法律上の考慮から論じても、從來の法律狀態に比較して新株引受權の排斥を、困難ならしめるの

が適當である。而して此の場合が資本減少の場合と法律上相似たるものがあるのは、既に此の問題の解決についての端緒を興へるものであつて、資本の減少が、決議に際し代表される資本の四分の三以上を擁する多數を以てしなければ、決議することが出来ないと同様、今後は新株引受権の排斥に關する決議についても、同じ原則を認めなければならぬ。此の決議についても、資本減少に於けると同じやうに、定款を以て別の要件を定めることが出来るのであるが、株主が新株引受権の排斥に關する決議の不意打を受けるのを避ける爲に、新株引受権の排斥も亦、株主總會の會日二週間以上前に、明示的に通知することを必要とする決議事項の中に列擧することにした（第百五十條第四項、第百五條第二項）。

かやうにして本草案は、新株引受権の排斥を特に困難ならしめては居るけれども、それで妨止することの出来るのは、新株引受権の實體上の排斥であつて、其の形式上の排斥は、妨止することは出来ない。新株引受権の形式上の排斥と云ふのは、第三者に於て株式を引受け、同時に引受の爲之を株主に提供する義務を負ふのを謂ふ。普通に行はれて居る新株引受権の間接の提供は是で、即ち新株引受権の排斥ではないのだから、通知を爲すの必要もなく、また決議を爲すのに四分の三の資本上の多數をも必要としないのである。併し乍ら新株の引受が實際上の結果に於て、株主にとつて引受を不可能ならしめるやうな條件に繋らしめられるならば、新株引受権の形式上の提供は、實質上に於ては新株引受権の排斥を意味するものに外ならないことがあり得る。而して新株引受権を保護する爲の新規定は、議決の要件が具はる場合にあ

つても、一般の規定に従つて法律に違背したるの廉を以て決議を取消し、又は其の無効を主張することを妨げるものではないのである。

新株引受権の保護は、獨り通常の資本増加の場合にのみ認められるのではなくて、承認済の資本に對する新株の發行の場合にも認められるものであることは、第百七十二條の明示する所である。

或る種の一般的條件を存する場合、例へば重大な原因のあつたときは、條件を軽くして新株引受権の排斥を許すと云ふのは、適當でない。かゝる一般的の條項は、新株の引受を求める株主の權利の保護を厚からしめやうと云ふ、規定の目的を無にしてしふものと謂はなければならぬ。併し株主の新株引受権の爲に、株主總會の決議した合併 *Verschmelzung* を危殆ならしめることは出来ないのであつて、此の場合には株主の權利は、會社のより大なる利益の前に屏息しなければならない。従つて合併の場合には株主の新株引受権を拒むことが出来るのである。

親會社と子會社との間の關係を根本的に闡明して、法律を以て之を規律するのは、適當とは考へられなかつた。此の間の關係の發展の趨勢は、今以て完結の域に至つては居ないので、親會社と子會社との間の關係から生じて來る經濟上の問題も、法律上の問題も、何れも共に包括的な法律の規律を爲すについての基礎を興へる丈に充分解明されて居ないからである。本草案は親會社と子會社との間の關係を、具體的の結果について一つ一つに捕捉するに止め、其の必要と認められる場合に、親會社と子會社との間の密接な關

係を斟酌するに止めた。

此の事は先づ第一に、會社と密接な關係に在る企業、即ち特に子會社の景況を公示の義務 *Offenlegungspflicht* から除外することを許さない點に於て、公示の領域について認められることである（第八十六條第一項、第一百十條第三項參照）。

併し其の外、自己株式 *eigene Aktie* の買入の問題についても此の事は認められるのであつて、若し子會社が親會社の株式を取得するのを許さうとするならば、株式會社は原則として通常の營業の經營に於て、自己株式を取得することも出来ないし、質權の目的として之を受けることも得ない旨の規定を、回避することを意味するであらう。されば本草案は、子會社が親會社の株式を取得するのを、自己株式の取得と同視することとし、此の二つの場合を通じて、取得が通常の營業の經營に於て行はれるのを、當爲規定 *von Vorschrift* を以て一様に禁止することにした（第五十六條第三項）。

最後に貸借對照表に關する規定の領域に於て、親會社と子會社との間の關係の、特別な性質を斟酌した。即ち子會社に對する債務は、各別に之を掲げることが必要とすると云ふことにした（第一百三條四五號）。而して國政府に保留してあるコンツェルン會社 *Konzerngesellschaft* の貸借對照表及びコンツェルン自體の貸借對照表についての授權は、第五節中に述べてある。

尙ほ經濟上の集中と關係のある其の他の問題についても、本草案は只絶對的に必要な範圍に於て其の態

度を示して居る丈である。一人會社 *Einmanggesellschaft* は明示的に之を認めることにした（第一百七十八條第二項）。それは現に汎く行はれて居る判例に一致するものである。次に指摘すべきは本草案第九十五條の規定であつて、此の規定は營業上の損益共通契約、賃貸借契約、經營委任の契約 *Betriebsüberlassung* 竝に經營指導契約 *Betriebsführungsvertrag* の締結、解約及び變更については、株主總會の同意を必要とするものと規定してある。此の同意を與へる決議には、資本上四分の三以上の多數を必要とする。而して同意を必要とすると云ふことは、新株式會社法の施行前に有効に締結された契約の、解約若は變更についても認められることになつて居る（施行法草案第十五條）。

株式の消却 *Einzahlung von Aktie* に關する現行法の規定（商法第二百二十七條は、幾つかの係争問題を、未解決の儘として居るが本草案は、之を解決しやうと試み、第五十七條には消却を實施した上は、資本は消却した株式の券面額丈減少すべきものと定め、其の外、債權者を保護する爲に、株式を消却するに當つては、純益中から消却済の株式の株金額と同一の額を準備金として、資産欄に計上すべく、此の準備金は資本減少に關する規定に従つてするにあらざれば、其の全部若は一部を取崩すことを得ないものと規定した。

株式合資會社 die Kommanditgesellschaft auf Aktien は、其の意義に於て遙に株式會社の後塵を拜するものであつて、今日では單に例外として利用されて居る會社形式に過ぎない。其の近來に至つて少しく從來よりも多く用ひられるのは、其の法律上の形式が特に今日の需要に適合して居る事實に歸着せしめることが出來やう。而して此の種の會社にあつては、株主總會の決議は、汎く無限責任社員の同意を必要とするが故に、株式合資會社にあつては株式會社とは異り、理事者の共同決定權 *Mitbestimmungsrecht der Verwaltung* の及ぶ範圍は、遙に廣汎なるものがある。

本草案は此の需要に應じて、二點に於て株式合資會社と云ふ法律上の形式の利用を助長しやうとした。先づ第一には、株式會社の組織を株式合資會社に変更することを認め、特に反對の株式合資會社の組織を株式會社に変更する場合に規定してあると同様の便法を以て、株式會社の組織を株式合資會社に変更することを認めて居るのであるが(第二百二十六條乃至第二百二十八條)、此の二つの場合を通じて組織變更の届書には、届出前二ヶ月以内に作成した株主總會の承認済の貸借對照表を添付すべき旨の要件を削除し、最近に公表した貸借對照表を添付するを以て足ることとした(第二百二十七條第二項、第二百三十條第二項)。

次に本草案は、株主總會に於ては無限責任社員は、株式を所有する場合にあつても議決權を持たないと云ふ規定は、今日ではもはや墨守することを必要としないものと考へる。かくの如く無限責任社員の權利

を制限しやうと云ふ主張には、充分な理由がない。況んや此の點よりして現實の株式の分布状態と一致しない多數關係の生ずることがあり得るに於てをや。之に反し監査役の選舉に關する限りに於ては、株主總會での無限責任社員の議決權を認めないと云ふ、舊套を踏襲しなければなるまい(第二百六條第一項)。蓋し監査役は株式合資會社にあつても、無限責任社員に對して株主の權利を代表するの任を有する機關だからである。従つて無限責任社員自身に、此の機關の組織に協力するの權利を與へるのは、適當でないやうに考へられる。

其の他の點に於ては、商業登記の爲の會社の届出の要件に關する點に於てのみ、株式合資會社に關する從來の規定を改正して居るに過ぎない(第二百二條第一項)。此の改正は株式會社の届出の要件に關する相當の新規定と一致するもので、從來の第二百二十三條第三項を削除したのは、漸時設立 *Stufengründung* の制度を存置することを見合せた所から來て居る。

第三章 合併並に財産の讓渡、資本會社の組織の變更

第一節 合併並に財産の讓渡

現行法の會社合同に關する規定 *Fusionsvorschrift* は、實際の經驗上根本的の改正を必要とするのであるが、新規律は獨り株式會社丈に制限せられるものではなくて、汎く資本會社全般に及ぶものであるから、

株式會社並に株式合資會社に關する特別規定と關聯して、獨立の一章として新に之を規律することにした。此の規律の根本となる主なる思想は左の通りである。

第二百一十一條は、一九二二年七月一日と、一九二九年十二月十六日の二つの組合法改正法に倚據して、「合併」 *Verschmelzung* と云ふ新しい觀念を認めることにした。合併は觀念上清算を除外することを條件とする。謂ふ所の變態的合同 *unvergleichliche Fusion* 換言すれば清算を伴ふ合同 *Fusion mit Liquidation* なるものは、一九一〇年乃至一九一九年の統計に依れば、此の間に行はれた合同總計二百三十七件中、僅々合計九件を算するに過ぎないのであつて、所謂國有 *Verstaatlichung* の場合（商法第三百四條、本草案では第二百二十三條）に於けると同様、單に財産讓渡 *Vermögensveräußerung* の特殊の場合としてのみ取扱はれるに止まるものである（第二百二十四條）。合併は二様の方法で之を爲すことが出来る。即ち會社財産を全體として他の會社に移轉するか、又は合同すべき會社のそれらの財産を一體として移轉すべき株式會社を新設するかである。此の會社の新設は、觀念上會社の創立として取扱はれることなく、創立に關する規定は、其の明示的に規定されて居る程度に於てのみ適用されるに止まるのである。此の新設が通常の創立の方法で行はれるのであるとすれば、特別な創立の検査を爲すことを必要とし、且其の他嚴格な創立に關する規定を遵守しなければならぬ所から、それ自體としては非常に宜きを得た合併の形式も、殆ど之を利用する者がなく、なるであらう。されば本草案は、創立に關する規定の適用を最少の限度に止

め、特に變態設立 *qualifizierte Gründung* に關する規定を除外することにした。他の一面に於てはまた、當初から弊害を除去する爲に、第二百十九條と密接な關係を持つ第二百一十一條第二項は、合同すべきそれぞれの會社が二年以上商業登記簿に登記されてあつた場合に限り、此の形式に依る合併を許すこととして居る。若しかくの如き規定がないとしたり、追加設立 *Nachgründung* に關する第三十六條、第三十七條は、新設に係る二つの會社の創立の直後に、更に第三の會社を新設することに依つて第一、第二の兩會社を合併し、此の第三の會社を通じて追加設立を爲すに於ては、容易に之を回避することが出来るであらう。

二種の合併の場合を通じて會社財産は、包括承繼 *Gesamtrechtsnachfolge* の方法に於て移轉する。また此の二つの場合を通じて合併の觀念上の條件は、それが讓受會社 *übernehmende Gesellschaft* の株式の提供と交換的に行はれると云ふことである。ここに所謂讓受會社の株式が、必ずしも必然的に新しい株式たることを必要とするものでないことは、第二百五條の明示する所である。現行法とは違つて金錢又は其の他の對價と交換的にする合同をも認めやうとする提案を試みた者も、ないではなかつたが、本草案は之を認めるのを拒んだ。讓受會社の立場から云つても、如何なる形式で反對給付が行はれるかと云ふことに、別段大した差等はないにしても、消滅する會社の株主の利益を保護するには、從來の法律狀態を固執することが必要なのである。

現行法とは違つて合併は原則として（例外は比較的小規模の會社の場合）、合併すべきそれらの會社

の株主總會の決議に依つてのみ爲し得ることになつて居る。権利の変更は、讓渡會社の株主總會の決議の登記と共に行はれるのである。

本草案は一九二九年の組合法の模範に従つて、商法第三百十條（第二百十三條）を除外することに依つて、始期付又は停止條件付を以ても合同契約を締結することが出来るやうにした。かくの如き規律を設けることの必要なのは、營業上の損益共通契約を締結するに當つて、實際上痛感された所であつて、二十年以上後の始期を以て、又は二十年以上後に成就すべき停止條件を以て、合同契約を締結した讓渡會社は、第二項に依り二十年の満了後に解約申入の権利を與へられることになつて居る。

讓渡會社の財産を區別して管理するの件に關する商法第三百六條第二項、第五項の規定は、本草案には踏襲することをしなかつた。此の規定は債権者の保護を周到にするの目的を超えて、合同に伴ふ合理化の目的を危殆ならしめるものだからである。其の代りとして合併の實施についての讓渡會社の理事機關の特別の責任を認めることにした。此の規定の基本を成す第一項の模範となつたものは、是亦一九二九年の組合法である（第一條第六十條。第二項）。

更に會社財産の讓渡の決議が、必然的に會社の解散の結果を來す旨の商法第三百三條第二項の規定も、之を踏襲することをしなかつた。會社財産の讓渡に依つて自己の手に入つた對價を以て、従前の經濟部門又は他の經濟部門で活動するの道は、會社の爲に置いて置いてやる必要があるからである。只讓渡に伴ふ

解散の決議、又は讓渡に次いで行はれる解散の決議は、會社の解散の結果を來すことになつて居る。尙ほ從來の第三百二條第二項を削除した結果として、此の規定の不利な作用を或る意味に於て減殺するの目的を有して居た、從來の商法第三百七條の規律を更新したのも適當と認めることが出来る（第九十條）。解散した會社の復活は、從來の第三百七條の狹隘な範圍以外に互つて、汎く一般に認められることになつて居るのである。

第二節 資本會社の組織變更

資本會社の組織の變更に關する規定も、根本的に規律を更新されることとなつた。凡そ或る一つの會社形式を執つて居る企業の組織を變更して、他の會社として置き乍ら會社それ自體の同一性は失はしめないやうにすると云ふのは、從來は只一つの場合、即ち株式合資會社を株式會社に變更する場合についてのみに規定されて居たに止まり（商法第三百三十二條乃至第三百三十四條）、其の外有限責任會社法中に、株式會社の組織を有限責任會社に變更することを許す規定があるにはあるが、是は株式會社を解散して有限責任會社を新設することを規定して居るに過ぎない（有限責任會社法第八十條、第八十一條）。

本草案は、すべての場合を通じて資本會社の組織を變更することを得るものとして居る。即ち株式會社、株式合資會社、有限責任會社のすべてを通じて、其の何れを何れに變更することも認めて居るのであ

る。是等の會社は何れも其の法律上の基礎を等しくし、すべて法人 *juristische Person* である。従つて判例も、一つの會社形式について認められる原則を、其の儘他の會社形式に適用することは少くない。加之かかる形式變更を認める必要があると云ふことも、到底誤認することは出来ない。例へば有限責任會社なるものは、まづ企業を小規模に開始し、其盛運につれ徐々に廣汎な基礎の上に之を經營することを得しめる點に於て、株式會社に到達する以前に於ける一階段を成すに止まることが少くないのであるが、逆に大規模の會社を小規模の會社に變更する場合も、實際上屢々あるのである。最近、株式會社の組織を株式合資會社に變更しやうとしたけれども、法律が明示的に之を認めて居ない爲に、裁判所が之を不適法と宣言した事例があつたのは、衆知の事柄であつて、此の場合の如きは、此の種の組織變更を容易ならしめる必要のあることを、明瞭に示すものに外ならない。

本草案の規定して居る組織の變更は、單に會社の法律上の性質を變更することに依つて、行はれるものであつて、法人として的人格は、依然として同一であり、解散も新設も共に行はれないのであるから、關係者にとつては、手續が非常に簡捷になり、費用は頗る節約し得られることを意味するものである。

此の意味に於ての組織の變更は、原則として別に關係者の利益を害するものではなく、只株式會社、株式合資會社を有限責任會社に變更する場合、又は有限責任會社を株式會社、株式合資會社に變更する場合に限り、特別の保護規定を必要とする丈である。而して此種の組織變更の場合にあつては、社員が組織變

更を理由として退社することを得るものとして居るのである。

細目に互つて注意すべきものは、左の通りである。

(一)、株式會社の組織を株式合資會社に變更する場合(第二百二十六條乃至第二百二十八條)、

組織變更の決議については、現行法上逆の場合について認められて居ると同様、定款の變更に關する規定を遵守するを以て足りるのであるが、此の決議は、是亦現行法上逆の場合について認められて居る通りに、組織變更を実施するに必要な處置を定めることを必要とする。此の組織變更は一人以上の無限責任社員が參加することを條件とするのであつて、無限責任社員はすべて定款の變更に關與することを必要とし、組織變更の行はれた後は、無限責任社員は、既に存在して居る義務に關しても、會社の債權者に對して無限の責任を負ふものである。

(二)、株式合資會社の組織を株式會社に變更する場合、

此の場合については本草案は、從來の規定を踏襲して居るけれども、退社する無限責任社員は、新會社の登記までに生じた債務についても責任を負ふことを、明にしないでもない。けれども商法第三百三十四條第一項乃至第三項のやうな、債權者に對する催告、之に對する辨濟、及び擔保などのやうな、特別の債權者保護に關する規定は、大體に於て責任の基礎に變動がないのを考へ合せて見ても、無用であるやうに考へられる。

(三) 株式會社の組織を有限責任會社に変更する場合(第二百三十二條乃至第二百三十六條)、

此の場合にあつては、有限責任會社について存して居る規定が、汎く任意的の性質を含んで居るのに顧み、假令責任の基礎を薄弱にはしないまでも、少くとも多少の變更はあるし、また變更せられ得るものであるのを考へ合せて、關係者の保護を厚くすることにした。

即ち組織變更の決議には、決議に際し代表せられる資本の四分の三以上を擁する多數を必要とするものと規定して居る外、業務執行員は會社の債權者に向つて其の請求の届出を催告し、其の債權を辨濟し、若しは擔保するの義務を負ふ。勿論取引の安定を計る上から、右の規定の遵守を組織變更の效力の條件たらしめる次第ではないが、然し之を遵守しないときは、債權者に対する業務執行員の刑法上の責任の基礎を存することとなるものである。

此の種の組織變更にあつては、組織の變更を理由として退社することを社員自由に屬せしめる必要がある點に於て、社員個人の利益を斟酌しなければならぬ。社員に向つて株主たる資格と、有限責任會社の社員としての地位とを交換せんことを、強ひることは出來ないからである。されば苟も組織變更に異議を唱へて此の異議を議事録に留めた株主は、其の營業上の持分を會社の處分に屬せしめることが出來るのであつて、會社は其の處分に屬せしめられた營業上の持分を、社員の計算に於て賣却するを要するのである。

(四) 有限責任會社の組織を株式會社に変更する場合(第二百三十七條乃至第二百四十三條)、

此の場合にあつても、債權者並に社員の利益は、特に之を斟酌する必要があつた。

従つて此の場合にも、組織變更の決議につき、投票の四分の三と云ふ加重した多數を規定した(本草案第二百三十七條、竝に是と關聯する有限責任會社法第五十三條第二項)。けれども此の多數は、持分の讓渡が自由である場合に限り、充分たるものと認めることが出來るのであつて、營業上の持分を讓渡するのに會社の認許を條件とする場合には、個人的要素 *Das Persönliche Moment* が特に重大なる意義を有し、従つて此の場合に於ては、決議に際し、満場一致を必要とするものである。

株式會社の設立につき規定してある保護規定を遵守するの必要も、欲ぐべからざる必要で、さもないときは株式會社を設立する爲の豫備の一階段として、有限責任會社を設立することに依つて、此の規定を回避することが出來ることとなる。されば組織の變更には、株式會社の設立につき設けた第九條、第十三條乃至第十八條、第三十一條乃至第三十七條の規定を準用するものとしてある。然も亦他の一面に於ては、かくの如き事情の下にあつては、特別の債權者保護の處置を遵守するの義務、特に債權者に辨濟し竝に擔保を供するの義務を會社に課することは、無用なのである。

此の場合にあつても、將來引續いて會社に屬することを拒む社員の權利は、之を認識しなければならなかつた。従つて此の場合にも組織の變更を機會として、退社するの道を社員の爲に置いて置いたのであ

る。そこで組織の變更に對して異議を述べ、之を議事録に留めた社員は、すべて自己の株式を會社の處分に屬せしめることが出来るのであつて、會社の處分に屬せしめられた株式は、會社に於て株主の計算に於て賣却しなければならないのである。

- (五) 株式合資會社の組織を有限責任會社に變更する場合(第二百四十四條乃至第二百四十六條)、此の種の組織變更は、大體に於て株式會社の組織を有限責任會社に變更する場合に倣つたものである。
- (六) 有限責任會社の組織を株式合資會社に變更する場合(第二百四十七條乃至第二百五十條)。此の場合には大體に於て、有限責任會社の組織を株式會社に變更する場合に關する規定が準用される。

第四章 罰 則

罰則に關しては、本草案は概して現行の法律狀態を其の儘にして置いた。刑法の改正の結果として、株式會社法についても生ずる革新は、本草案としてはまだ之を斟酌することをしなかつた。此の法域に於て、新刑法施行法の提案して居る改正は、一つには新刑法典總則の企圖して居る實體上の改正と密接な關係を有するのであつて、今日早くも之を株式會社法改正の目的たらしめるのは、恐らく適當ではあるまいと思ふ。こゝでは差當つての所此の二つの改正法の今後の發展如何を觀望するのが當を得て居るのである。

(完)

株式會社法、銀行の監督及び納稅上の大赦に關

する一九三二年九月十九日の緊急律令

國憲法第四十八條第二項に基き、命令すること左の如し。

第一部 株式會社及び株式合資會社に關する規定

第一條、(第一)、商法第二百二十六條及び第二百二十七條は、左の法文に於て之を適用すべし。

第二百二十六條、

- (一) 株式會社は、會社の重大なる損害を豫防する爲に必要な場合には、自己の株式又は假株式を取得することを得るも、取得すべき株式の總株金額は資本の百分の十、又は國政府に於てそれよりも低き百分率を定めたる時は、此の百分率を超ゆることを得ず。其の場合に於ては株式會社は、自己の假株式は全然之を取得することを得ず。自己の株式は株金額の全額の拂込ありたる時、又は發行價格が株金額よりも大なる場合にあつては、額面以上の額をも併せて株金額の全額の拂込ありたると

き、及び左の場合にあらざれば之を取得するを得ず。

- (1) 買入の委託 *Einkaufskommission* を實行するとき、
- (2) 取得すべき株式の總株金額が、既に會社に屬する他の自己株式と併せて資本の百分の十、若は國政府に於て是よりも低き百分率を定めたる場合に於ては此の百分率を超えざる範圍内に於て、消却の爲めに此の株式を取得したるとき。株式は取得後六ヶ月内に消却ありたる場合に限り、消却の爲に取得したるものと見做す。
- (二) 自己株式の取得の効力は、前項の規定に對する違反に依つて妨げらるゝことなきも、株金額の全額の拂込なきとき、又は發行價額が株金額より多額なるときは發行價額の全額の拂込なきときは、此限りにあらずとす。
- (三) 自己の株式又は自己の假株式を質權の目的として受くるとき、又は他の者が會社の計算に於て若は會社をして相場の保證 *Kursgarantie* を引受けしめて會社の株式を取得したるときは、自己の株式又は自己の假株式の取得に同じとす。
- (四) 商事會社又は鑛業法上の鑛山組合 *Bergrechtliche Gewerkschaft* が關與 *Beteiligung* に基き、又は其の他の方法に於て直接又は間接に或る株式會社又は株式合資會社の支配を受くるときは（從屬會社 *abhängige Gesellschaft*）、此の會社は自己の株式を取得するにつき規定したる本條前三項の規定の定む

る所に從ふにあらざれば、支配會社 *herrschende Gesellschaft* の株式又は假株式を取得し、又は質權の目的として之を受くことを得ず。其の外此の會社は支配會社の株式を引受くることを得ず。かくの如き引受の効力は、此の規定に違反することに依つて妨げらるゝことなし。

- (五) 會社の有する自己株式又は他人が會社の計算に於て有する會社の自己株式に基く議決權及び純益配當請求權は休止 *ruhen* す。

〔譯者註〕 從來の第二百二十六條は左の通りである。

株式會社は買入の委託を實行するにあらざる限り、通常の營業に於て自己の株式を取得すべからず、また質權の目的として之を受くべからず。（第二項）自己の假株式は、買入の委託を實行する場合に於ても通常の營業の經營に於て之を取得することを得ず、また質權の目的として之を受くことを得ず。株金額の全額の拂込なき自己株式、又は發行價額が株金額よりも多額なる場合に於ては、發行價額の全額の拂込なき自己株式についても亦同じ。

第二百二十七條

- (一) 株式は強制的に之を消却することを得べく、又は之を取得したる後會社に於て消却することを得。株式の強制消却 *Zwangsausziehung* は原始定款 *ursprünglicher Gesellschaftsvertrag* 中に於て、又は株式の引受又は申込に先だちて爲したる定款の變更に依つて之を定め、又は之を許したる場合に限り、之を爲すことを得。

- (二) 消却を爲すに當つては、資本の減少に關する規定を遵守すべし。左の場合には此の限りにあらず。
- (1) 株式が無償を以て會社の處分に委ねられたるとき、又は、
 - (2) 貸借對照表上處分することを得べき利益又は準備金を以て消却せらるるとき、又は、
 - (3) 會社が消却に先だつ六ヶ月内に消却すべき株式を取得し、且其の總株金額が資本の百分の十、又は國政府に於て第二百二十六條第一項第二號に依り定めたる是よりも低き資本の百分率を超えざる
- とき。
- (三) 前項第一號乃至第三號の場合に於ては、定款を以て規定したる強制消却に關するにあらざる限り、株主總會の決議に基きて消却を行ふ。此の決議には、議決權の絶對多數を必要とするも、此の決議につき定款を以て更に別段の要件を定むることを得。此の決議は、第二百五十六條第二項に依り、明示的に會議の目的たる事項を通知するにあらざれば、之を爲すことを得ず。資本は消却に依つて、消却されたる株式の總株金額丈減少す。取締役は商業登記簿に登記する爲、決議竝に減資の行はれたる旨を届出づるを要す。
- (四) 第二項第三號の場合に於ては、決議の商業登記簿に登記せられたるを公告するに先だちて、債權の成立したる債權者が、登記の公告後三ヶ月内に、其の目的を以て届出たるときは、此の債權者が辨済を請求することを得ざる限りは、之に對して擔保を供すべし。

(五) 左の額は、貸借對照表の負債の部に準備金として計上すべし。

- (1) 第二項第一號及び第二號の場合に於ては、消却されたる株式の株金額と同一の額。
- (2) 第二項第三號の場合に於ては、消却に依り得たる帳簿上の利益の額。

此の準備金は、第二百八十九條の規定を遵守するにあらざれば、其の全部又は一部を支出することを得ず。

(譯者註) 從來の第二百二十七條は左の通りである。

株式の消却 (Einzahlung) Amortisation は、定款を以て之を定め、又は之を許したる場合に限り、之を爲すことを得。此の規定は原始定款中に於て、又は株式の申込に先だちて爲したる定款の變更を以て之を定むることを得るも、消却が抽籤、豫告 Kündigung 又は類似の方法に於て爲すべからずして、株式の買入に依つて爲すべきときは、此の限りにあらずとす。(第二項) 各種の消却は、資本の減少につき標準となる規定に従つて行はるゝにあらざるときは、貸借對照表上處分し得べき利益に依つてのみ之を爲すことを得。

(第二) 商法第二百二十七條の次に、第二百二十七條^aとして左の規定を挿入す。

第二百二十七條^a、

- (一) 取締役員 Mitglieder des Vorstandes は、前二條の規定に反し自己の株式、又は此の會社若は他の會社の假株式を取得し、若は質權の目的として之を受け、若は之を消却したるときは、損害賠償の義務を負ふ。

- (二) 監査役員 *Mitglieder des Aufsichtsrats* は、前項に記載したる行爲の一の行はるゝを知り乍ら之に干渉を爲さざるときは、損害賠償の義務を負ふ。
- (三) 取締役員若は監査役員に對する損害賠償請求權を主張するには、第二百四十一條第四項、第五項の規定を準用す。

第二條、商法第二百三十條の次に、第二百三十條^aとして次の規定を挿入すべし。

第二百三十條^a、

商法典中に於て株主が特定の期間中株式の所有者たりしことを株主の權利の行使の條件とせるときは、銀行に對する株式の讓渡請求權 *Anspruch auf Übergangung von Aktien* は、株式の所有に同じ。株主が無償を以て包括的權利承繼人として、共同關係 *Gemeinschaft* の整理の方法に於て、又は信託業者より株式を取得したる場合に於ては、前者の所有期間は之を株主に通算す。

第三條、(第一)、商法第二百三十九條の次に第二百三十九條^aとして、次の規定を挿入すべし。

第二百三十九條^a、

取締役は、三ヶ月を下らざる期間毎に定期に營業の經過及び企業の狀況に關して、口頭若は書面を以て監査役に報告を爲すことを必要とし、重大なる理由ありたるときは、亦此の報告を爲すを要す。書面を以て此の報告を爲したるときは、各監査役員は之を閱覽するの權利を有す。

(第二) 商法第二百四十條の次に、第二百四十條^aとして、左の規定を挿入すべし。

第二百四十條^a、

- (一) 取締役員は、監査役の明示的の承認あるにあらざれば、信用を受くることを得ず。會社に從屬する企業、又は信用を授くる會社の從屬する企業の法定代理人に對する授信行爲についても亦同じ。此の承認は若干の信用取引、又は數種の信用取引について、豫め之を與ふることを得るも、三ヶ月を超ゆる期間につきて之を與ふることを得ず。
- (二) 消費貸借の形式に於て信用を與へたるときは、承認を與ふる監査役會の決議は、此の消費貸借の利拂及び償還に關する定めを掲ぐるを要す。取締役員又は其の他の法定代理人に屬する報酬の額を超過するすべての貸出 *Erfuhrung* を許與すること、特に報酬の前貸を許與するは、消費貸借の提供に同じ。
- (三) 前二項の規定は、取締役員若は其の他の法定代理人の配偶者又は未成年の子の爲めにする授信行爲、又は取締役員若は法定代理人の計算に於て行爲を爲す第三者の爲にする授信行爲にも之を適用す。
- (四) 取締役員が前三項の規定に反して他の取締役員若は是と同視せらるゝ者に信用を與へたるときは、損害賠償の義務を負ふ。

(五) 監査役員第一項乃至第三項に記載したる行為の一の行はるゝを知り乍ら、之に干渉することを爲さざるときは、損害賠償の義務を負ふ。

(六) 前二項に依る損害賠償請求権を主張するには、第二百四十一條第四項及び第五項の規定を準用す。

第四條(第一)、商法第二百四十四條の次に、第二百四十四條^aとして左の規定を挿入すべし。

第二百四十四條^a、

- (一) 各監査役員は目的及び理由を開示して、筆頭監査役員 *Vorsitzende* が遅滞なく監査役會 *Aufsichtsrat* を招集せんことを請求するの権利を有す。此の監査役會は招集後二週間内に開會するを要す。
- (二) 監査役員二人以上の請求容れられざるときは、請求を爲したる此の監査役員は、事情を通知して自ら監査役會を招集することを得。
- (三) 招集が明白に権利の濫用を意味するときは、監査役會開會の費用は、招集を請求したる監査役員の負擔とす。此の費用の償還を求むる會社の請求権は、監査役員全員の四分の三以上の承認あるにあらざれば、之を主張することを得ず。

(第二) 商法第二百四十六條第一項に於て、第二段に左の規定を追加す。

監査役の請求ありたるときは、從屬會社又はコンツェルン會社との關係についても、報告するを要す。各監査役員も亦報告を求むるの権利を有するも、此の報告は監査役會それ自體に向つてなされんこと

みを請求し得るに止まり、且つ取締役が報告を拒みたる場合に於ては、他の一人以上の監査役員が請求を支持したるときに限り、また監査役員が二十人以上たる場合に於ては、他の二人以上の監査役員が請求を支持したるときに限り、報告を請求することを得るものとす。

(譯者註) 從來の第二百四十六條は左の通りである。

監査役は管理のあらゆる部門に互つて會社の業務の執行を監督し、此の目的の爲に會社の事務の経過に關して報告を受くるを要す。監査役は何時たりとも是等の事務に關して取締役の報告を求むることを得べく、監査役自體に於て又は其の指名すべき各個の監査役員を以て、會社の帳簿及び書類を閲覽し、並に會社金庫の現金及び有價證券及び商品の現在高を検査することを得。監査役は決算書、貸借対照表及び利益配當案を審査し、之につき株主總會に報告を爲すを要す。(第二項) 監査役は會社の利益上必要とする場合には、株主總會を招集するを要す。(第三項) 監査役の其の他の任務は、定款を以て之を定む。(第四項) 監査役員は、其の任務の執行を他人に委任することを得ず。

第五條(第一) 商法第二百六十條は、左の法文に於て之を適用すべし。

第二百六十條

- (一) 株主總會は、貸借対照表及び損益計算書(決算書)、利益配當、及び取締役及び監査役の責任解除に關して決議を爲す。
- (二) 取締役は營業年度の最初の三ヶ月内に経過したる營業年度につき、決算書並に營業報告書を監査役に提出し、其の意見書 *Bemerkung* を併せて之を株主總會に提出するを要す。定款を以て別段の期間

を定むことを得るも、此の期間は六ヶ月を超ゆることを得ず。

(譯者註) 從來の第二百六十條は左の通りである。

株主總會は貸借對照表の承認、利益配當並に取締役及び監査役の責任解除につき決議を爲す。(第二項) 取締役は、營業年度の最初の三ヶ月内に、經過したる營業年度につき、貸借對照表、損益計算書並に會社の財産状態及び諸般の關係を開陳せる報告を監査役に提出し、其の意見書を併せて之を株主總會に提出するを要す。定款を以て別段の期間を定むることを得るも、此の期間は六ヶ月を超ゆることを得ず。

(第二) 商法第二百六十條の次に、第二百六十條^a及び^bとして、左の規定を挿入す。

第二百六十條^a、

- (一)、營業報告中に於ては、會社の財産状態と諸般の關係とを開陳し、決算を説明すべし。決算を説明するに當つては、前年度の決算と相違する重なる點を説明すべし。
- (二)、營業報告中に於ては、從屬會社及びコンツェルン會社との關係についても、報告をなすべし。
- (三)、其の外營業報告中に於ては、左の諸件について開示するを要す。
 - (1)、株主が發起人若は申込人として會社の計算に於て引受けたる株式。かくの如き株式を營業年度の經過中に換價したるときは、其の換價及び賣得金の用途についても報告を爲すべし。
 - (2)、會社に所屬する自己株式、又は會社の計算に於て他人に所屬する會社の自己株式の現在高。營業年度の經過中にかくの如き株式を取得し、又は之を讓渡したるときは、取得價格若は讓渡價格及び

賣得金の用途についても報告をなすべし。

- (3)、羈束株 Gebundene Aktie。株主が明示若は默示の合意に依つて、會社、從屬會社若はコンツェルン會社の爲に株主權の行使、又は株式の讓渡若は之に關する其の他の處分を羈束せらるゝ場合には、此の株式は羈束株と見做す。
 - (4)、營業年度の經過中に發行したる享益證券、
 - (5)、貸借對照表よりして明白ならざる責任關係並に質權の設定及び保全讓渡並に手形及び小切手の授受に由來する義務、
 - (6)、取締役員及び監査役員の總收入(俸給、利益に對する割前たる報酬、出捐の賠償、各種の手数料 Provision 及び從給付 Nebenleistung)。
 - (7)、會社が價格及び販路を規律する同盟、協約及び之に類似の聯合に屬すること、
 - (8)、營業年度の終了後に發生したる特殊の意義を有する出來事。
- (四)、報告は、良心に従ふ、誠實なる計算實施の原則に合致するを要す。報告は關係會社の一又は社會公共の重大なる利益が必要とする程度に於てのみ、之を見合ふことを得。

第二百六十條^b、

- (一)、決算書を作るについては、第二百六十一條乃至二百六十一條^eに別段の規定を存せざる以上は、商

法第一編第四章の規定を適用し、其の外適正なる簿記並に貸借対照表作製の諸原則を適用す。

(二) 決算は明瞭にして要領を得易き様に作製し、關係者をして成るべく確實に會社の状態に通曉するを得しむるやうにすべし。

(第三)、商法第二百六十一條は、左の法文に於て之を適用すべし。

第二百六十一條

貸借対照表の各項目を計上するには、左の規定を適用す。

(1) 永久的に會社の營業の爲にせらるゝ設備及び其の他の財産物件は、生ずべき價格の減少を使用若は收益の推定總期間に割當つるに當つて、各期の貸借対照表にとつて明かとなる價格減少の割前を控除するか、又は價額修正費目 *Werberichtigungskosten* の形式に於て之を計上する場合に、現に價格の減少せるには關係なく、取得費用若は製作費用を以て之を計上することを得。製作費用を計算するに當つては、相當なる範圍内に於て控除額を斟酌し、經營費用及び管理費用に對する相當の割前にして製作期間に該當するものを通算することを得。此の場合に販賣費用 *Vertriebskosten* は、經營費用及び管理費用の一分と看做さす。

永久的に會社の營業の經營の爲にせらるゝ有價證券は、適正なる簿記の原則上取得費用より控除をなすことを必要とせざる以上は、現在の價格の下落せるには關係なく、取得費用を以て計上する

ことを得。

(2) 永久的に會社の營業の經營の爲にせらるゝにあらざる有價證券及び其の他の財産物件、並に會社の商品及び自己株式は、取得費用若は製作費用以上には計上することを得ず。製作費用を計算するに當つては、前號第一項第二段の規定を適用す。

取得費用若は製作費用が貸借対照表作製の日に於ける取引所價格若は市場價格よりも高きときは、此の取引所價格又は市場價格以上に計上すべからず。

取引所價格又は市場價格を認定すべからざる場合に、取得費用若は製作費用が貸借対照表作成の日に於ける物件に附すべき價格を超ゆるときは、此の價格以上には計上すべからず。

(3) 設立及び資本増加の費用は、資産として計上することを得ず。

(4) 營業 *Geschäftswert* 若は商號 *Firmenwert* の價格については、資産の下に於ける一項目として之を掲ぐることを得ず。然れども企業を引受くるに對して爲したる反對給付が、引受の時に於ける企業個々の財産物件の價格を超ゆるときは、其の差額は別に資産の下に掲ぐることを得。此の如くして掲げたる資産の項目は、毎年相當の控除を爲して之を償却すべし。

(5) 社債は其の償還額を以て、負債の部に掲ぐべし。償還額が發行價額よりも大なるときは、此の差額は別に資産の部に之を掲ぐることを得。かくの如くして掲げたる資産の項目は、毎年控除を行つ

て之を償却すべく、此の控除額は社債の總償還期間 *Gesamte Laufzeit* に割當つることを得。

(6) 資本金額は、其の株金額を以て負債の部に掲ぐべし。

(譯者註) 從來の第二百六十一條は左の通りである。

貸借對照表の作成については、左の標準を以て第四十條の規定を適用す。(1)、取引所價格又は市場の價格を有する有價證券及び商品は、貸借對照表の作成せらるゝ時期の取引所價格又は市場價格を以て計上することを得るも、此の價格が取得價格又は製作價格を越ゆるときは、取得價格又は製作價格以上には計上すべからず。(2)、其の他の財産物件は、取得價格又は製作價格以上には計上すべからず。(3)、設備其の他轉讓 *Weiterveräußerung* の爲にせらるゝにあらざりて、永久的に會社の營業の爲にせらるゝものは、減損と同額の金額を控除するか、又は之に相當する更新資金 *Erneuerungsfonds* を計上する以上は、其の現に價格を減少せるを問はず、取得費用若し製作費用を以て計上することを得。(4)、設立及び管理の費用は、資産として貸借對照表に掲ぐるを得ず。(5)、資本金額及びそれらの準備金及び更新資金は、負債の下に之を掲ぐべし。(6)、資産の一切と負債の一切とを比較するに於て生ずる利益若し損失は、貸借對照表の末尾に特に之を記載するを要す。

(第四) 商法第二百六十一條の次に、第二百六十一條 a 乃至 e として、左の規定を挿入すべし。

第二百六十一條 a、

(一) 貸借對照表には、會社の營業部門が別段の區分を由來せしむるにあらざる限り、左の項目を各別に掲ぐるを要するも、之に依て更に細目に互る區分を妨ぐることなし。

A、資産の部

一、未拂込資本額、

二、設備財産、*Anlagevermögen*、

(1) 建物以外の不動産、

(2) 建物、

(a) 營業用及び居住用の建物、

(b) 工場及び其の他の建物、

(3) 機械及び機械的設備、

(4) 器具經營用及び營業用の屬具、

(5) 免許、特許、許可、商標權及び之に類似の權利、

三、關與 *Beteiligung* 竝に關與の爲にせらるゝ有價證券。或る會社の株式にして其の株金額が合計此の會社の資本の四分の一に達するもの、竝に鑛業法上の鑛山組合の持分 *Kuxe einer bergrechtlichen Gewerkschaft* にして、其の數が合計此の鑛山組合の持分の四分の一に達するものは、疑ある場合には關與の爲にするものと看做す。

四、流動財産 *Umlaufvermögen*、

(1) 原料、補助材料及び經營材料、

- (2) 半成品、
 - (3) 既成品、商品、
 - (4) 有價證券にして、三又は四の(5)、(11)若は(12)の下に列挙すべからざるもの、
 - (5) 會社に屬する自己株式を株金額を開示して掲ぐ、
 - (6) 會社の有する抵當權、土地負擔、定期土地負擔、
 - (7) 會社の爲したる支拂、
 - (8) 商品の供給及び給付に基く債權、
 - (9) 從屬會社及びコンツェルン會社に對する債權、
 - (10) 取締役員又は會社に從屬する企業若は債權を有する會社の從屬する企業の法定代理人、竝に是等の者の配偶者若は未成年の子、竝に是等の者の一人の計算に於て行爲を爲す第三者に對する債權、
 - (11) 手形、
 - (12) 小切手、
 - (13) 現金竝に銀行券發行銀行及び郵便振替局に於ける預金勘定、
 - (14) 其の他の銀行預金勘定、
- 五、計算を區分する爲の項目、

B、負債の部

一、資本金額。各種の優先株の總株金額は、各別に之を記載すべし。他の種類の株式よりも有力なる議決權の附與せらるゝ株式、又は議決權に對して株金額に相當せざる差等を附することに依つて、他の種類の株式に比して特權を興ふる株式（議決權株）の發行ありたるときは、其の外に議決權株及び議決權に於て特權を興へられざる株式の總議決權數を記載すべし。

二、準備金。

(1) 法定準備金、

(2) 其の他の準備金、

三、豫備金 Rückstellung.

四、價額修正費目 Wertberichtigungsposten.

五、債務、

- (1) 社債、其の抵當權付なる場合には、之を掲ぐるを要す。
- (2) 會社の土地の負擔となれる抵當權にして保全抵當にあらざるもの、又は社債擔保の爲にせらるるにあらざるもの、土地負擔及び定期土地負擔。

- (3) 得意先よりの支拂、
- (4) 商品の供給及給付に基く債務、
- (5) 從屬會社及びコンツェルン會社に對する債務、
- (6) 爲替手形の引受及び約束手形の振出より生じたる債務、
- (7) 銀行に對する債務、

六、計算を區分する爲の項目、

- (二) 當年度の純益又は純損は、貸借對照表の末尾に一括して、前年度の利益又は損失の繰越額とは區別して之を掲ぐべし。
- (三) 設備財産並に關與の場合にあつては、各項目に屬する増減を區別して掲ぐべし。債權と債務とを相殺するを許さず。個人的の債權を基礎とせざる不動産上の權利及び負擔についても亦同じ。準備金、豫備金及び價格修正項目の金額を會社の債務の下に掲ぐるを得ず。債權若は債務が數個の項目に屬するときは、貸借對照表をして明瞭に且要領を得易からしむる爲に必要な以上は、其の掲げらるゝ項目の下に、他の項目にも屬する旨を記載すべし。會社に屬する自己株式は、之を他の項目の下に掲ぐることを得ず。

第二百六十一條b、

保證、手形及び小切手保證並に損害補填契約より生ずる債務は、之に同額の求償權を有する場合に
あつても、其の全額を以て貸借對照表に記載すべし。

第二百六十一條c、

(一) 損益計算書には、會社の營業部門が別段の區分を由來せしむるにあらざる以上は、左の項目を掲ぐるを要するも、更に細目に互る區分を妨げず。

一、支出の側、

- (1) 賃銀及び俸給、
- (2) 社會的公課 soziale Abgabe.
- (3) 設備に對する控除、
- (4) 其の他の控除、
- (5) 利子、但し利子收入 Ertragszins を超ゆる場合に限る。
- (6) 會社の財産増加税 Besitzsteuer.
- (7) 其の他の支出は、原料、補助材料及び經營材料の爲の支出を除き、また商業の經營の場合にあつては、買付たる商品の爲の支出を除きすべて之を掲ぐ。

二、収入の側、

- (1)、原料、補助材料及び經營材料の爲の支出を控除したる後、また商業の經營の場合にあつては、買付たる商品の爲の支出を控除し、竝に(2)乃至(5)の下に各別に掲ぐべき収入を控除したる後に明らかとなる額、
 - (2)、關與より生ずる收益、
 - (3)、利子——但利子支拂 *Aufwandzins* を超ゆる場合に限る——及び其の他の資本收益 *Kapitalertrag*、
 - (4)、特別の收益、
 - (5)、特別の所得、
- (二)、當年度の純益又は純損は、損益計算書の末尾に一括し、前年度の利益若は損失の繰越とは別に之を掲ぐべし。

第二百六十一條 d、

國政府に左の權限を委任す。

- (1)、決算書を作製するにつき雛形紙 *Formblatt* を規定し、貸借對照表及び損益計算書は、第二百六十一條 a 乃至第二百六十一條 e の規定に依らずして、此の雛形紙に従つて區分すべきものと定むるの件、
- (2)、コンツェルン會社につき自己の決算書竝に共通の決算書の作成についての規定を制定するの件、

第二百六十一條 e、

第二百六十一條 a 乃至第二百六十一條 e の規定に對する違反、竝に貸借對照表及び損益計算書を區分するの基準たらしむべき雛形紙の不遵守を、取消 (第二百七十一條) の理由とすることを得ず。

第六條、商法第二百六十二條の次に、第二百六十二條 a 乃至第二百六十二條 g として、左の規定を追加すべし。

第二百六十二條 a、

- (一)、會社の決算書は、決議の爲之を株主總會に提出するに先たち、其の基本となりたる帳簿及び營業報告を併せて、一人若は數人の専門家たる検査役 *sachverständiger Prüfer* (決算検査役 *Bilanzprüfer*) をして之を検査せしむべし。
- (二)、決算の検査は、決算書の作成が形式上適當にして、財産目録及び營業帳簿と一致するや否やの點のみに限らず、第二百六十條、第二百六十條 a 及び b、第二百六十一條、第二百六十一條 a 乃至 e、第二百六十二條の規定の適用にも及ぶことを必要とす。

第二百六十二條 b、

- (一)、決算検査役は、株主總會に於て之を選任するものとし、此の選任は、每營業年度の満了前に之をなすべし。取締役は、選任ありたる決算検査役には、検査を委任するを要す。

(二) 取締役、監査役及び資本の十分の一に達する持分を擁する少数株主は、會社の利益に於て決算検査役の選任に異議を述べ、之を株主總會の議事録に止むるの権利を有す。少数株主の異議は、少數をなす株主が株主總會より起算して、三ヶ月以上株式の所有者たることを疎明したる場合に限り、之を酌すべし。疎明を爲すには、裁判所又は公證人の面前に於ける、宣誓に代る保證 *Versicherung an Eides Statt* を以て足る。

(三) 前項の異議については、關係者を審訊したる後、會社の所在地の裁判所が裁判を爲すものとし、此の裁判に對しては上訴を爲すことを得ず。異議を理由ありとするときは、裁判所は商業階級の公の代表機關 *amtliche Vertretung des Handelsstandes* に諮問したる後、別の決算検査役を任命するを要す。此の任命は最終とす。

(四) 株主總會が決算検査役を選任せざるときは、取締役、監査役又は株主の申立に依り、前項に記載したる裁判所は商業階級の公の代表機關に諮問したる上、決算検査役を任命するを要するものとし、此の任命は最終とす。選任せられたる決算検査役が検査の委任を引受くることを拒みたる場合、かくの如き検査役が缺くるに至りたる場合、又は検査を適時に完結することを妨げられたる場合にして、株主總會が別の検査役を選任することを爲さざるときについても亦同じ。

(五) 決算検査役としての選任は、検査の完結前にあつても、株主總會に於て之を取消すことを得べく、

裁判所が決算検査役を任命したるときは、取締役の申立に依り任命を取消すの權は、裁判所の有する所とす。

第二百六十二條、

(一) 左の各號の一に該當する者にあらざれば、決算検査役に選任し若は任命すべからず。

(1) 簿記につき充分なる素養と經驗とを有する者、

(2) 營業主 *Inhaber*、取締役員若は業務執行員の中何れか一人以上前號に記載したる資格を有する検査會社 *Prüfungsgesellschaft*、

(二) 検査せらるべき會社が検査役の業務の執行を左右するの勢力を有するときは、かゝる検査役は決算検査役として選任乃至任命することを得ず。會社の取締役員及び監査役員及び使用人は、決算検査役として選任若は任命することを得ず。

第二百六十二條 d、

(一) 取締役は、決算検査役が會社の帳簿及び書類を閲覽し、會社金庫の現金及び有價證券及び商品の現在高を検査するを許すを要す。

(二) 決算検査役は、取締役に向つて決算検査役の任務たる検査の義務を周到細心に履行するに必要なる一切の説明と立證とを請求することを得。

第二百六十二條 e、

二五四

- (一)、決算検査役は検査の結果につき、書面を以て報告を爲すを要す。此の報告中に於ては帳簿、決算及び營業報告が第二百六十條、第二百六十條 a 及び b、第二百六十一條、第二百六十一條 a 乃至 e、第二百六十二條の規定に合致せるや否や、及び取締役は請求されたる説明と立證とを爲したるや否やを特に確認するを要す。検査役は此の報告書に署名するを要す。
- (二)、此の報告は、監査役に提出すべし。監査役の各員は、報告を閲覽するの權を有す。
- (三)、監査役は營業報告に關する意見書中に於て如何なる機關を通じて決算の検査を成したるやを開示し、決算検査役の報告に對して所見を開陳することを必要とす。其の外監査役は、決算につき決議を爲すべき株主總會に於て、検査の最終の結果より見て重大なる異議の原因を存したるや否やについての報告を爲すを要す。

第二百六十二條 f、

- (一)、検査の最終の結果上重大なる異議を述べべからざるときは、決算検査役は意見書を以て之を確認するを要す。此の確認の記載は、

會社の帳簿及び書類並に取締役の爲したる説明及び立證に基く検査役の義務としての検査上、簿記、決算及び營業報告が法律の規定に合致するや否や、

を明にするを要す。

- (二)、確認の記載の文言は、決算書の一切の公告及び複本に之を掲ぐべし。

第二百六十二條 g、

- (一)、決算検査役、及び決算検査役が検査に際して他人を使用したる場合に於ては此の他人は、何れも良心に従ふ公平なる検査と黙秘との義務を負ふ。決算検査役及び検査に際して決算検査役の使用する所となりたる者は、其の任務を執行するに當つて知悉したる業務上及び經營上の秘密を妄りに利用することを得ず。其の任務に違反したる者は、之より生じたる損害につき、會社に對して代當の責任を負ふ。數人が責任を負ふべきときは、連帶して責任を負ふ。

- (二)、過失の場合にあつては、數人が検査に關與したる場合、又は數人が賠償の義務を負ふべき行爲を犯したる場合に於ても、検査についての責任義務は十萬馬克に制限せらるゝものとし、故意の場合に數人が責任を負ふべきときは、自身故意に行爲を爲さざりし者の爲にも同じ原則を適用す。

- (三)、検査會社 *Prüfungsgesellschaft* が決算検査役たる場合に於ては、検査會社の監査役及び監査役員に對しても、本條第一項第一段に依る黙秘の義務を存す。然れども検査會社の筆頭監査役員 *Vorsitzende des Aufsichtsrats* 及び其の代理人は、検査會社の爲したる報告を閲覽することを得るも、此の場合に獲得したる知識は、監査役の監督の義務を履行する上に必要な程度に於てのみ、之を利用することを

得。

- (四) 本條の規定に依る責任は、契約を以て之を除外し、乃至制限することを得ず。
 (五) 本條の規定に依る請求権は、五年を以て消滅す。

第七條 商法第二百六十六條乃至第二百七十條は、左の法文に於て之を適用すべし。

第二百六十六條、

- (一) 株主總會は、創立若は業務の執行の際に於ける出來事を検査せしむる爲、議決權の絶對多數を以て検査役の選任を決議することを得。此の決議を爲すに當つては、同時に取締役員たり若は監査役員たる株主は、検査が取締役若は監査役に向つて爲すべき免責、又は取締役員若は監査役員と會社との間に於ける訴訟の開始と關係を有する場合には、自己の爲にも他人の爲にも議決に加はることを得ず。
 (二) 株主總會に於て、創立の際に於ける出來事又は二年以上前にあらざる業務執行の際に於ける出來事を検査する爲の検査役の選任を求むる申立が否決せられたるときは、資本の合計十分の一に達する持分を擁する少數株主の申立に依り、會社の所在地の裁判所に於て、検査役を任命することを得。
 (三) 株主總會が検査役を選任したる場合に於ては、少數株主は前項と同一の條件の下に會社の所在地の裁判所に、別人を検査役に任命せんことを申立つるの權利を有す。
 (四) 前項に依る申立は、株主總會の會日以後二週間の期間内に、之を爲すべし。

- (五) 第二項に依る申立は、出來事に際し私曲 *Unrechlichkeit* 又は法律若は定款の規定に對する重大なる違反の行はれたるの嫌疑の理由 *Verdachtsgrund* の提出ありたる場合にあらざれば、之を容るべからず。申立人は此の申立に關する裁判あるまでの間株式を供託し、且株主總會より起算して三ヶ月以上株式の所有者たることを疏明すべく疏明の爲には、裁判所又は公證人の面前に於ける宣誓に代る保證を以て充分とす。

- (六) 選任に先だち取締役及び監査役を審訊すべし。此の選任は、第二項の場合に於て、第二百六十七條第四項第二段又は民法の規定に基き、原告若は原告中の一人に對して會社が賠償請求権を有するとき、又は賠償請求権を有するに至ることあるべきときは、請求に依り、自由なる裁量に従つて定むべき擔保に繋らしむることを得。

- (七) 決算検査役の人選に關する第二百六十二條。及び決算検査役の責任に關する第二百六十二條gの規定は、本條に依り創立若は業務の執行の際に於ける出來事を検査する爲に選任せらるる検査役に之を準用するも、第二百六十二條eの規定は、裁判所の任命したる検査役たる場合に限り、之を準用す。

(譯者註) 從來の第二百六十六條は左の通りである。

株主總會は議決權の絶對多數を以て、貸借對照表を検査し、又は創立若は業務執行の際に於ける出來事を検査する爲の検査役 *Revisor*

の選任を決議することを得。(第二項)株主總會に於て創立の際に於ける出来事を検査する爲、又は二年以上前にあらざる業務執行の際の出来事を検査する爲の検査役の選任を求むる申立を拒みたるときは、資本の合計十分の一に達する持分を擁する株主の申立に依り、裁判所の所在地を管轄する裁判所に於て、検査役を任命することを得。(第三項)前項の申立は、此の出来事に際し、私曲又は法律若は定款の規定に對する重大なる違反の行はれたることを疏明したる場合に限り、之を容るべし。申立人は此の申立に關して裁判あるまで株式を供託し、且自己が株主總會より起算して六ヶ月以上株式の所有者なることを疏明するを要す。(第四項)任命に先だち取締役及び監査役を審訊すべし。此の任命は請求に依り、自由なる裁量に依つて定むべき擔保に繋らしむることを得。

第二百六十七條

- (一) 取締役は前條の場合に於ては検査役が會社の帳簿及び書類を閲覽し、會社金庫の現金並に有價證券及び商品の現在高を検査するを許すを要す。
- (二) 検査役は取締役に向つて、其の任務たる検査の義務を周到細心に履行するに必要な、一切の説明と立證とを請求することを得。
- (三) 検査の結果に關する報告は、検査役に於て遲滞なく之を取締役及び本店の商業登記簿に提出すべく、取締役は次の株主總會の招集に際して、決議の目的たる事項として之を通知するを要す。
- (四) 前條第二項の場合に於ては、株主總會は、生じたる費用を會社に於て負擔するを要するや否やを決議す。検査役の任命を求むる申立が裁判所の却下する所となりたる時、又は検査の結果此の申立の理由なきことが明かとなりたる時は、故意又は重大なる過失の責任を負ふ株主は、申立に因つて會

社に生じたる損害につき、連帶して代當の責任を負ふ。

(譯者註)從來の第二百六十七條は、左の通りである。

前條の場合に於ては取締役は、検査役が會社の帳簿及び書類を閲覽し、會社金庫の現金並に有價證券及び商品の現在高を検査するを許すを要す。(第二項)検査の結果に關する報告は、検査役に於て遲滞なく之を商業登記簿に提出すべく、取締役は次の株主總會を招集するに當つて、決議の目的たる事項として之を通知するを要す。支店の商業登記簿には報告を提出せず。(第三項)前條第二項の場合に於ては、株主總會は、生じたる費用を會社に於て負擔すべきや否やを決議す。検査役の任命を求むる申立が裁判所の却下する所となりたる時、又は検査の結果上此の申立の理由なきことが明かとなりたる時は、悪意に因る所業 *Wichtige Handlungsweise* の責に任ずべき株主は、此の申立に依つて會社に生じたる損害につき、連帶して代當の責任を負ふ。

第二百六十八條

- (一) 第二百二條乃至第二百四條、第二百八條に依り義務を負ふ者に對する創立に由來する會社の請求權、又は取締役員及び監査役員に對する業務の執行に由來する會社の請求權は、株主總會に於て議決權の絶對多數を以て決議せられたるとき、又は資本の合計十分の一に達する持分を擁する少數株主に於て之を請求したるときは、之を主張することを必要とす。検査報告(商法第九十三條第二項、第二百七條第二項、第二百六十二條、第二百六十七條第二項)が、第二百二條、第二百四條、第二百八條に依り義務を負ふ者に對する賠償請求權、又は取締役員若は監査役員に對する賠償請求權を生ずべき事實を確認したるときは、株主總會が議決權の絶對多數を以て決議したるとき、又は資本の二十分

- の一に達する持分を擁する少数株主の請求ありたるときは、此の請求権を主張することを必要とす。
- (二) 株主總會は、訴訟を遂行する爲に特別の代理人を選任することを得。此の請求権の主張が少数株主の請求する所なるときは、會社の所在地の裁判所は此の少数株主の指名したる者を訴訟遂行の爲の會社の代理人として任命することを得。其の他の點に於ては、第二百四十七條の規定する所の儘とし、請求の主張が少数株主の請求する處たる場合にあつても、此の規定を適用す。

(譯者註) 從來の第二百六十八條は左の通りである。

第二百二條乃至第二百四條、第二百八條に依り義務を負ふ者に對する創立に由來する會社の請求権、又は取締役員及び監査役員に對する業務の執行に由來する會社の請求権は、株主總會に於て議決權の絶對多數を以て之を議決したるか、又は資本の十分の一に達する持分を擁する少数株主が之を請求したるときは、之を主張するを要す。(第二項) 株主總會は訴訟を遂行する爲に、特別の代理人を選任することを得。請求の主張が少数株主の請求する所なるときは、會社の所在地の裁判所は少数株主の指名したる者を、訴訟を遂行する爲の代理人として任命することを得。其の他の點に於ては第二百四十七條の規定する所の儘とし、請求の主張が少数株主の請求する所たる場合にあつても、此の規定を適用す。

第二百六十九條

- (一) 少数株主の請求に依る請求権の主張は、株主總會の會日より三ヶ月の期間内に之をなすことを必要とす。請求権の主張に關係を有する限りは、公の認證を経たる謄本を以て、株主總會の議事録を訴狀に添付すべし。

- (二) 少数株主は此の訴訟の繫屬中、會社の資本の十分の一、第二百六十八條第一項第二段の場合に於ては資本の二十分の一に達する員數の株券を供託するを要するものとし、此の少數を爲す株主は、株主總會より起算して三ヶ月以上株式の所有者たることを疏明すべく、疏明の爲には裁判所又は公證人の面前に於ける宣誓に代る保證 *eidesstattliche Versicherung* を以て足る。受訴裁判所は供託ありたる株券の期限前の還付 *vorzeitige Rücknahme* を許すことを得。

- (三) 被告が本條第五項に依り又は民法の規定に基きて、少數を爲す株主若は其の中の若干者に對して賠償請求権を有すること、又は有するに至ることあるべきことを疏明したるときは、裁判所は少数株主に於て被告に對し擔保を供すべき旨を命ずることを得。擔保の種類及び額は、裁判所が自由なる裁量に從つて之を定む。擔保を供する期間の確定及び此の期間の懈怠の結果に關する民事訴訟法の規定を適用す。

- (四) 少数株主は會社に對して、會社の負擔に屬する訴訟費用を負擔するの義務を負ふ。

- (五) 理由なき訴に因つて被告に生じたる損害については、故意若は重大なる過失の責に任ずべき株主は、連帶して代當の責任を負ふ。

(譯者註) 從來の第二百六十九條は左の通りである。

少数株主の請求に依る請求権の主張は、株主總會の會日より三ヶ月内に之を爲すを要す。請求の主張に關係を有する限りは、公の認

證を經たる謄本を以て、株主總會の議事録を添付すべし。(第二項) 少數株主は訴訟の繫屬中、會社の資本の十分の一に達する數の株券を供託するを要するものとし、且是等の株式は株主總會より起算して六ヶ月以上、少數を成す株主の所有する所なるを疏明すべし。(第三項) 被告の請求ありたるときは、少數株主は被告が被るの處ある損害に關して、裁判所が自由なる裁量に従つて定むべき擔保を被告に供すべし。擔保を供すべき期間の確定及び此の期間の懈怠に關する民事訴訟法の規定を適用す。(第四項) 少數株主は會社に對し、訴訟の費用を負擔するの義務を負ふ。(第五項) 理由なき訴に因つて被告に生じたる損害については、惡意に因る所業 *Willkürliche Handlungswise* の責に任すべき株主は、被告に對し連帶して代當の責任を負ふ。

第二百七十條

少數株主が第二百六十八條第一項の規定に基きて主張することを請求したる請求權は、少數を成す株主中の若干者が拋棄に同意して、殘餘者の株式がもはや資本の十分の一を成す能はざるに至りたる時、及び第二百六十八條第一項第二段の場合に於ては、資本の二十分の一を成す能はざるに至りたる時にあらざれば、會社は之を拋棄するを得ざるものとし、和解についても亦同じ。

(譯者註) 從來の第二百七十條は左の通りである。

少數株主が第二百六十八條第一項の規定に基きて主張することを請求したる請求權に關しては、少數を成す株主中の若干者が拋棄又は和解に同意して殘餘者の株式が、もはや資本の十分の一を成す能はざるに至りたる時にあらざれば、會社に於て拋棄し又は和解を爲すを許さず。

第八條

(一) 監査役の組織及び選任、竝に監査役員の報酬に關する定款の規定は、本律令の此の部分の施行の際進行中なる營業年度の完結に關して開會せらるゝ最初の株主總會の終了と共に效力を失ふ。此

の株主總會に於ては、監査役の組織及び選任竝に監査役員の報酬に關する新規定を、議決權の絶對多數を以て決議することを得。

- (二) 選任せられたる監査役員の職務は、前項に記載したる株主總會の終了と共に消滅す。
- (三) 監査役員の總數は、新選舉後にあつては、三十人を超ゆることを得ず。
- (四) 既に二十個の株式會社又は株式合資會社に於て監査役員たる者は、監査役員に選任することを得ず。

第九條

(一) 第三百十二條(會社の損害に歸する行爲)、竝に第三百十四條第一項第一號(不實の説明又は隱蔽)の特に重き場合に於ては、五年以下の重懲役に處することを得。

- (二) 商法第三百十八條の次に第三百十八條^aとして、左の規定を挿入すべし。

第三百十八條^a

左の各號の一に該當する者は、輕懲役又は罰金を以て罰す。

- (1) 検査役として、又は検査役の補助員として検査の結果に關して虚偽の報告を爲し、又は報告中に於て重大なる事情を黙秘したる者、
- (2) 本節の規定に反して自己の黙秘の義務に違反し、又は自己の任務を執行するに當つて承知したる營業上若は經營上の秘密を妄りに利用したる者、

(3)、検査會社の筆頭監査役員として、又は其の代理人として第二百六十二條及第三項第二段の規定に反して、監査役として監督の義務を履行するに必要なにあらざして、報告を閲覧することに依つて獲得したる知識を利用したる者。

第十條

(一)、前九條の規定は、之を株式合資會社に準用す。

(二)、株式會社の取締役に關係ある規定にして決算書の作製、提出及び公告に關するもの、營業報告の提出、内容及び検査に關するもの、業務の執行に基く會社の賠償請求權の主張に關するもの、竝に本律令の此の部の第九條の罰則は、無限責任社員にも之を準用す。

第十一條

(一)、第二百二十六條第一項第二號に規定したる六ヶ月の期間は、早くも本律令の此の部分の施行と共に進行を開始す。

(二)、會社が本律令の此の部分の施行の際有し居る株式は、此の部分の施行後六ヶ月の満了するまでは、第二百二十七條第三項第三號の定むる所に從つて之を消却することを得。

第十二條 私营保險企業及び土木貯蓄銀行 *Tausparbanken* の監督に關する一九三一年六月六日の法律第六十三條第二項に於て、二十五萬とあるを十萬と改む。

第十三條

(一)、本律令の此の部分の規定は、一九三一年十月一日より之を施行す。

(二)、國政府は、第五條の規定の施行せらるゝ時期を定む。國政府は、經過に必要な法規及び一般の行政規定を制定す。

政規定を制定す。

(三)、國政府は其の外、第六條の規定及び第七條より生ずる第二百六十六條第一項第一段の新法文の施行せらるゝ時期を定む。此の時期は會社の營業部門と其の經濟上の意義に依つて、それ／＼別様に定むることを得。第二百六十六條第七項に於て、第二百六十二條d及びgを援用せる限りに於ては、是等の規定は第一項に記載したる日を以て、既に施行せられたるものと見做す。

第十四條

(一)、國政府は本律令の此の部分の施行するに必要な法令及び一般の行政規定を制定するの權限を委任せらるゝものとす。特に國政府は、

(1)、創立検査役 *Gründungsprüfer* 又は決算検査役としての仕事を爲すの資格を、特別の條件に繋らしむることを得。

(2)、創立事項の検査又は決算の検査の實施についての一般的效力を有する指令を發することを得。

(二)、國政府は更に

(1)、本緊急律令の施行の當時進行中なる營業年度については、監査役に於て決算検査役を選任する旨を定むること。

(2)、一般的の規定を以て小規模若は特殊の株式會社及び株式合資會社につき、貸借對照表及び損益計算書の區分又は決算検査役に依る決算の検査に關する規定の例外を認むること。

(3) 一般的の規定を以て、如何なる會社を小規模若は特殊の會社たるものと見做すべきかを定むること。
 (4) 第二百六十二條 a 乃至 g の規定及び第七條より生ずる第二百六十六條第一項第一段の新法文の施行せらるゝまでの間、基本となる帳簿及び取締役の營業報告をも併せて、會社の決算を檢查する爲の假の規定を制定すること、
 の權限を委任せらるゝものとす。

第二部 銀行業評議會及び銀行監察官、(略)

第三部 免稅の國有鐵道公債の取得に依る稅法上の恩赦、(略)

以上

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正10、11	定型アル犯罪ノ調査(昭博編)
第二號	10、11	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	11、1	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	11、1	米國ノ家庭裁判所
第五號	11、1	獨逸ニ於ケル検事局及司法警察
第六號	11、1	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	11、1	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	11、1	英國及ラエスノ警察
第九號	11、1	復讐ニ關スル佛國法令
第一〇號	11、1	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	11、1	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	11、10	英國ノ判事及ますたト論
第一三號	11、11	英佛ノ辯護士法制
第一四號	11、11	獨逸ノ辯護士法制
第一五號	11、11	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一六號	11、11	辯護士倫理
第一七號	11、11	獨逸國調停法案及同理由書
第一八號	11、11	英國監獄制度
第一九號	11、11	獨逸國少年福利法案同理由書及確定法文
第一九號	大正13、14	獨逸國少年裁判所法案及同理由書
第二〇號	13、15	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	13、15	労働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一労働法
第二二號	13、16	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	13、16	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁株ノ社會政策的立法概観
第二四號	13、16	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	13、16	獨逸國ニ於ケル賃率契約、労働者及使用者委員會議ニ關スル調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	13、16	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	13、16	短期自由刑論
第二八號	13、16	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	13、16	獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法
第三〇號	13、16	獨逸國労働裁判所法案及理由書
第三一號	13、16	獨逸國少年裁判所法
第三二號	13、16	司法制度改良論
第三三號	13、16	獨逸新經濟法
第三四號	13、16	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)

(3)、一般的の規定を以て、如何なる會社を小規模者は特殊の會社たるものと見做すべきかを定むること。
 (4)、第二百六十二條乃至二百六十六條第一項第一段の新法文の施行せらるゝまでの間、基本となる帳簿及び取締役の營業報告をも併せて、會社の決算を檢查する爲の假の規定を制定すること。
 の権限を委任せらるゝものとす。

第二部 銀行業評議會及び銀行監察官、(略)

第三部 免稅の國有鐵道公債の取得に依る税法上の恩赦、(略)

以上

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正二〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賄博編)
第二號	二〇、三	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	二〇、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護監察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	二〇、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二〇、三	獨逸ニ於ケル検事局及司法警察
第六號	二〇、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二〇、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二〇、六	英國及ラエーの警察
第九號	二〇、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	二〇、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程 佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	二〇、九	英國ノ判事及ますたー論
第一二號	二一、〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	二一、二	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	二一、三	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	二一、一	辯護士倫理
第一六號	二一、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	二一、三	英國監獄制度
第一八號	二一、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一の勞働法編算委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概観
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	三、〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、二	司法制度改良論
第三三號	三、二	獨逸新經濟法
第三四號	三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)

第三五號 大正二、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(埃國及瑞西之部)	第四九號 大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號 〃 一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諸國之部)	第五〇號 〃 一三、八	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號 〃 一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及寸こつとらんどニ於ケル刑事手續	第五一號 〃 一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號 〃 一三、二	佛國借家借地法	第五二號 〃 一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及検屍官裁判所ノ組織)
第三九號 〃 一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)	第五三號 〃 一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號 〃 一三、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號 〃 一三、一〇	佛國商事裁判制度
第四一號 〃 一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號 〃 一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第四二號 〃 一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)	第五六號 〃 一三、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第四三號 〃 一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號 〃 一三、二	獨逸國勞務契約法案及評論(附)佛國勞働法正文
第四四號 〃 一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度	第五八號 〃 一三、三	米國少年裁判法
第四五號 〃 一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)	第五九號 〃 一三、三	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第四六號 〃 一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)	第六〇號 〃 一四、一	不定期刑言渡ノ制度
第四七號 〃 一三、六	瑞西辯護士法	第六一號 〃 一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號 〃 一三、七	露西亞事情	第六二號 〃 一四、二	英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録

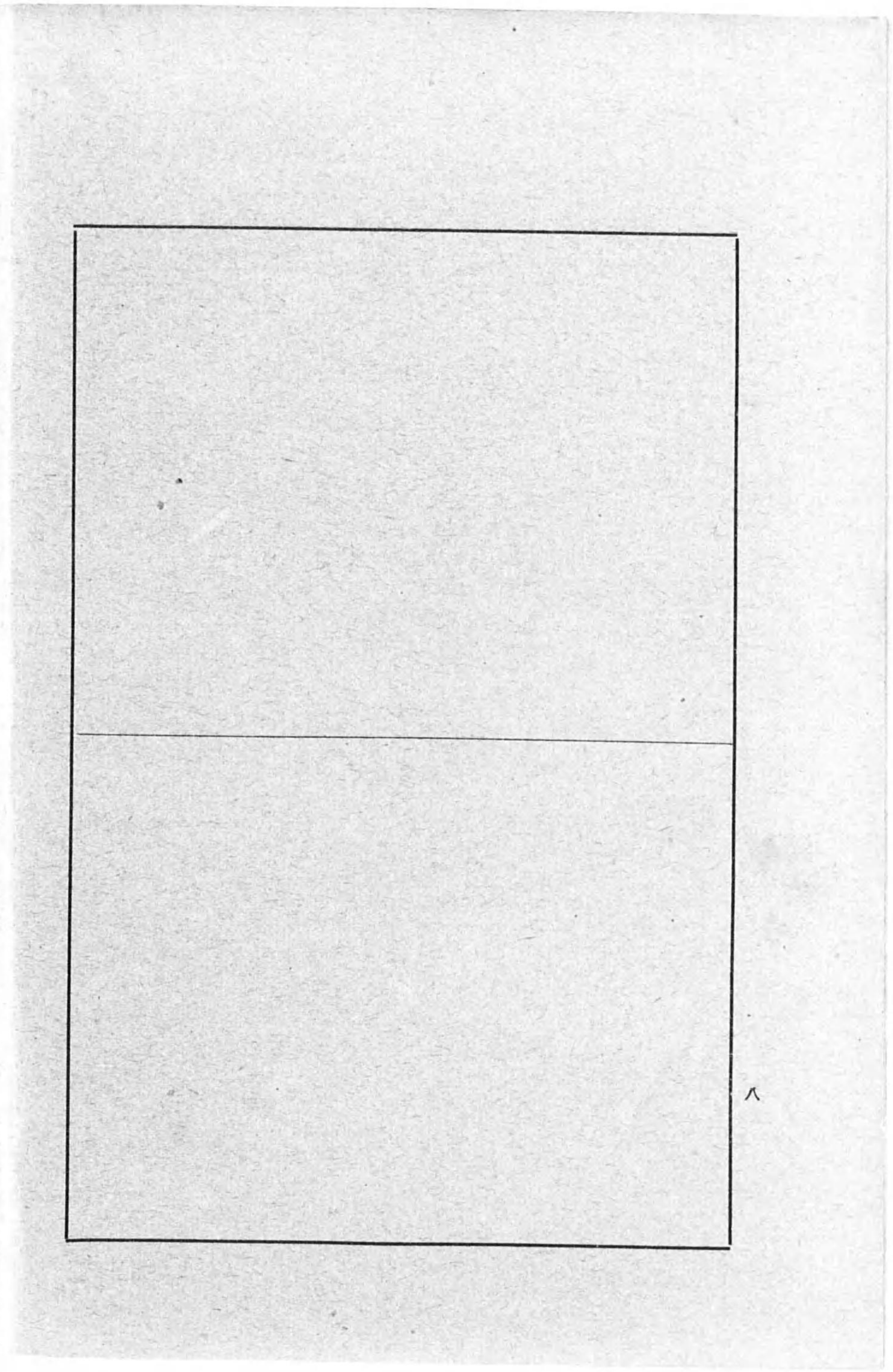
第六四號 大正二、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號 大正四、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號 〃 一四、三	獨逸國後見制度(後編)	第八一號 〃 一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號 〃 一四、四	刑ノ執行猶豫制度	第八二號 〃 一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニア州ノ裁判制度)
第六七號 〃 一四、四	假釋放	第八三號 〃 一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號 〃 一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録	第八四號 〃 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)
第六九號 〃 一四、五	諸國ノ刑法草案	第八五號 〃 一五、五	陪審制度視察報告書集(附)がるそん教授速陪審制度論
第七〇號 〃 一四、六	英國司法警察論	第八六號 〃 一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第七一號 〃 一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	第八七號 〃 一五、六	正義と貧民(其一)
第七二號 〃 一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)	第八八號 〃 一五、七	正義と貧民(其二)
第七三號 〃 一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書	第八九號 〃 一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第七四號 〃 一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	第九〇號 〃 一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第七五號 〃 一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)	第九一號 〃 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第七六號 〃 一四、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書	第九二號 〃 一五、九	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所ノ實務(第三篇)
第七七號 〃 一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	第九三號 〃 一五、九	刑罰に關する制度(其六)完
第七八號 〃 一四、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及ヒ司法制度の概観)	第九四號 〃 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第七九號 〃 一四、二	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)	九五號 〃 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
		九六號 〃 一五、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
		九七號 〃 一五、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)

第九八號 大正二五三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一二五號 昭和ニハ	チェッコ・スロウアキア共和国の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第九九號 一五三	國際行刑會議報告書集(一)	第一二六號 〇、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號 昭和ニ	國際行刑會議報告書集(二)	第一二七號 〇、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號 〇、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一二八號 〇、一〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號 〇、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一二九號 〇、一〇	チェッコ・スロウアキア共和国の刑法典草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號 〇、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)	第一三〇號 〇、一〇	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號 〇、三	司法ニ關スル法制	第一三一號 〇、一〇	賭博に關する調査
第一〇五號 〇、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一三二號 〇、一〇	佛國の檢察制度
第一〇六號 〇、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一三三號 〇、一〇	フレデリック・バイウオオターリス及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇七號 〇、四	保安處分	第一三四號 〇、一〇	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號 〇、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一三五號 〇、一〇	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號 〇、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一三六號 〇、一〇	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號 〇、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第一三七號 〇、一〇	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號 〇、六	單獨判官と司法官制	第一三九號 〇、一〇	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號 〇、七	國際行刑會議報告書集(三)	第一四〇號 〇、一〇	佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令
第一一三號 〇、七	國際行刑會議報告書集(四)	第一四一號 〇、一〇	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號 〇、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察		

第一三一號 昭和ニ、九	ソヴィエット露西亞の法制(前篇)	第一五一號 〇、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號 〇、一〇	ソヴィエット露西亞の法制(後篇)	第一五二號 〇、五	佛國民商事裁判管轄
第一三三號 〇、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號 〇、五	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號 〇、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號 〇、五	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一三五號 〇、三	治安判事論	第一五五號 〇、五	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書
第一三六號 〇、四	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號 〇、五	國際行刑會議報告書集 五
第一三七號 〇、四	刑の量定(前篇)	第一五七號 〇、五	國際行刑會議報告書集 六
第一三八號 〇、四	刑の量定(後篇)	第一五八號 〇、五	國際行刑會議報告書集 七
第一三九號 〇、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號 〇、五	德川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號 〇、四	陪審裁判手續に關する間(前篇)	第一六〇號 〇、六	少年保護司指針
第一四一號 〇、四	陪審裁判手續に關する間(後篇)	第一六一號 〇、六	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號 〇、四	德川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號 〇、六	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號 〇、四	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號 〇、六	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號 〇、四	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號 〇、六	佛國司法制度(前篇)
第一四五號 〇、四	ソヴィエット露西亞民法(前篇)	第一六五號 〇、六	佛國司法制度(後篇)
第一四六號 〇、四	ソヴィエット露西亞民法(後篇)	第一六六號 〇、六	德川禁令考後聚(第四帙)
第一四七號 〇、四	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號 〇、七	支那歷代刑事法制的思想 上卷
第一四八號 〇、五	ソヴィエット露西亞刑法	第一六八號 〇、七	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一四九號 〇、五	ソヴィエット露西亞裁判所構成法刑事訴訟法 行刑法		
第一五〇號 〇、五	英米獨佛の手形法及小切手法		

第一六九號 昭和 七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號 七、六	德川禁令考(第一帙)
第一七一號 七、八	刑事事件集(附)刑事事件起按小手引
第一七二號 七、〇	ソヴェート法の理論
第一七三號 七、三	德川禁令考(第二帙)
第一七四號 八、三	德川禁令考(第三帙)
第一七五號 八、五	民事事務修習の乘
第一七六號 八、八	德川禁令考(第四帙)
第一七七號 八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案竝 に説明書(一)
第一七八號 八、〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案竝 に説明書(二)
第一七九號 八、二	捜査事務に就て
第一八〇號 八、三	德川禁令考(第五帙)
第一八一號 九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號 九、三	犯罪生物學原論
第一八三號 九、四	德川禁令考(第六帙)
第一八四號 九、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣 の覺書)
第一八五號 九、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂
第一八六號 九、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號 九、九	德川民事慣例集(人事ノ部) 時代
第一八八號 九、〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草 案(總則)並にポーランド改正刑法 及ポーランド違警罪法
第一八九號 九、二	取締法規違反の定型(附)特別刑法 に於ける犯罪主體と刑主體の異な る場合の歸納的觀察
第一九〇號 九、三	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡 宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一九一號 一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案竝に現行獨 逸刑法典(附錄重要附屬法令)
第一九二號 一〇、二	德川民事慣例集(動産ノ部) 時代
第一九三號 一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九四號 一〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一九五號 一〇、五	ポーランド新民事訴訟法(一九三三 年)
第一九六號 一〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一九七號 一〇、七	ソヴェート・ロシアは犯罪を克服 する
第一九八號 一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號 一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪 法院條例
第二〇〇號 一〇、一〇	一九一二年 第二回 海牙萬國手形 法統一會議議事錄
第二〇一號 一〇、一〇	一九二二年海牙に於ける爲替手形及 約束手形に付ての審査委員會會議記 錄

第二〇二號 昭和 一〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號 一〇、三	ユーゴスラヅキヤ新民事訴訟法
第二〇四號 二、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號 二、一	德川民事慣例集 不動産ノ部(上) 時代
第二〇六號 二、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號 二、三	伊太利刑法典報告
第二〇八號 二、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第二〇九號 二、四	佛國民事訴訟法改正草案
第二一〇號 二、四	米國に於ける指紋採取法(附)沃度 を以て檢出したる潜在指紋の定着方 法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程 並指紋分類規程及同規程附表
第二一一號 二、五	ナチスの法制及び立法綱要(刑法及 刑事訴訟法の部)
第二一二號 二、五	英國の刑事裁判
第二一三號 二、六	德川民事慣例集 不動産ノ部(下) 時代
第二一四號 二、六	個人主義的國家概念と法人國家
第二一五號 二、七	獨逸刑法提要(下)
第二一六號 二、八	德川民事慣例集 訴訟ノ部 時代
第二一七號 二、九	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行 刑制度の改正について
第二一八號 二、一〇	新獨逸刑法に對する國民社會主義的 綱領(第一部)
第二一九號 二、一〇	民事司法の疾患外三篇
第二二〇號 昭和 二、二	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二二一號 昭和 二、三	德川裁判事例(刑事ノ部)
第二二二號 昭和 二、三	一九三〇年獨逸國株式會社法及 株式會社法草案竝に說明書 一九三一年九月獨逸國株式會社 法改正に關する緊急律令



14.5
54

終